

第4節 第90地点の調査

1. 調査に至る経緯

芦屋市三条南町44番地1に所在する当該地(敷地面積約210m²)は、平成7年(1995)1月17日未明に発生した阪神・淡路大震災により家屋が倒壊し、住宅の再建が急がれた(第1・28図)。木造3階建専用住宅の新築計画が進捗したが、当該地は、昭和59年(1984)の調査によって奈良時代~平安時代初頭の掘立柱建物群が検出された寺田遺跡第1地点の東側近接地であり、周知の埋蔵文化財包蔵地である寺田遺跡の範囲内に含まれている。このため、文化財保護法第57条の2に基づく届出が、平成8年(1996)12月3日付(芦教社文第278号)で、本市教委に提出された。

調査は既存建物と規模・構造が異なるため、遺構や遺物包含層に影響が出る可能性があった。そこで、本市教委は、12月5日に土層の堆積状況、遺物包含層・遺構の有無などの基礎資料を得るために確認調査を実施した。その結果、当該地西半では、現地表下24cmで、中世および古墳時代以前の遺物包含層と遺構を確認した。一方、当該地東半は既存建物による損壊が著しかった。当該地の計画建物は2棟であるが、このうち、西側建物の建基による遺物包含層の損壊は回避し難いことから、損壊を受ける建物基礎部分の本調査を行い、記録保存を行う必要があると判断した。そこで、平成9年(1997)2月3日から7日まで、建物基礎部分である約46.1m²を対象とする発掘調査を実施した。

なお、今回の調査は、阪神・淡路大震災の被災地における住宅建設に伴うものであり、「阪神・淡路大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いに関する基本方針」(平成7年3月29日、文化庁次長通知。以下、「基本方針」と表記する。)に基づいて行った。

2. 発掘調査の方法

当該地の計画建物は2棟であるが、東側の建物相当



第28図 第90地点調査地現況（北東から）



第29図 第90地点調査区配置図 1/300

部分については、擾乱が著しいことを確認したため、西側の建物予定部分のみ、事前調査を行った。残土は場内処理し、東側建物相当部分に仮置きした。計画建物は幅80cmの布基礎構造であったので、「基本方針」にしたがって、損壊部分である布基礎部分のみを発掘調査した。発掘深度は、計画建物の基礎掘削深度である現地表下50cmまでとした。

調査区の設定は、各布掘りの予定区域を基準線と考え、北から南へA、B、C…Gライン、西から東へ1、2、3、4ラインとした(第29図)。基準高は、本市道路課設置のマンホール上面基準高より水準測量を実施し、調査地のG、L、HはT、P、17.347mを測る。

確認調査の結果を参考しながら、第1層(現表土)を機械掘削し、それ以下は調査限界深度まで人力で分層発掘を行った。遺物の取上げは、出土位置を各ラインで示し、出土層位や遺構名を記録した。平面図の作成は、調査区の形状に合わせて任意の基準線を設けて平板測量を行った。また、記録写真は、35mmのモノクローム・リバーサル・ネガカラーの3種類のフィルムを使用した。なお、図中に示した方位は真北である。

3. 発掘調査の経過

平成9年(1997)2月3日に、機械掘削を開始し、地区割りを行う。遺構S1・2を検出して掘削したほか、調査区北西部に土器の集中を確認した。4・5日は、S3を検出して掘削するとともに、人力掘削で第5層を除去する。第5層には確実に瓦器が含まれているが、土馬や綠釉陶器といった、古代に特徴的な遺物も出土した。6日には第6層の掘削に着手するが、遺物の量が半端ではない。7日には工事掘削深度を考慮して、第9層の遺物を確認して採取した。その後すぐに埋め戻しを行い、調査を完了した。なお、図面は土層断面図と平面図を作成した。

4. 調査区の層序

調査区では、東部と西部で大きく堆積状況が異なる。西部では擾乱を受けていないプライマリーな層が堆積するが、調査区中央で検出された南北方向の近現代溝(S2)を境にして、その東側では近現代盛土が存在する。当該地東側には東川用水路が流れおり、調査地の本来の地形は、東川に向かって傾斜していたことが推測できる。それを平坦化するために、調査地周辺に由来しない土を持ち込んで整地したようである。

土層番号は、層序に關係なく、記録端に通し番号を付した。そして、同一層内で微細な変化を認め得る場合には、土層番号の後にアルファベットの小文字を付加して細分した。土色は、「新版標準土色帳1995年後期版」(農林水産省農林水産技両会議事務局・財團法人日本色彩研究所監修)に依拠して客觀化を図ったほか、粒度・緋まり・具合・包含物・土塊の性格などを記録した。なお、局部堆積の土層は、ライン単位で分布範囲を記した(第30~38図)。

調査区西側の基本層序は、上から、現表土である第1層、中世前半までに形成されたとみられる包含層の第2~5層、古代の土器類を大量に含むS4埋土の第6~9層、広域基盤層と考えられる黒色粗砂混じり粘質土の第12層である。また、2ラインを中心に、第5b~6層の下位に、水成層の特徴を有する第7層が広がっている。調査区東側では、近現代の溝と判断したS2埋土の第17層が検出されているほか、谷状地形を埋めた客土やS2の影響で汚れた第16~18・19~23層、近現代盛土(第24層)が検出された。そのほか、ブロックや遺構埋土と認識したものに、第8~10・11~13・14~15・20~21・22層がある。以下、個々の層について、記述する。

第1層 増灰青色粗砂混じり粘質土 5Y4/1灰 粘土~シルトに直径3mm以下の粗砂を含む。緋まりは普通。現表土であり、擾乱土や近現代の水田耕作土・床土層も含む。

第2層 淡灰紫褐色シルト 7.5YR5/2灰褐 シルトはシルトで均質である。緋まりは普通で、鉄分を斑状に含む。調査区西半を中心にみられる。少量ながら中世遺物を含む。

第3層 増灰褐色砂質土 10YR5/2灰黄褐 細砂で直径5mm以下の砂を多く含み、緋まりは普通。鉄分を含む。調査区西半でみられる。少量ながら中世遺物を含む。

第4a層 淡灰紫褐色粘性砂質土 7.5YR3/1 黒褐 極細砂~細砂で直径3mm以下の中砂を含む。緋まりは普通。調査区北西部でみられる。出土遺物には、土師器・須恵器・黑色土器・瓦器などがみられる。

第4b層 増灰色砂混じり粘性砂質土 N/2 黒 極

細砂~細砂で直径3mm以下の中砂を含む。緋まりは普通。調査区南西部でみられる。出土遺物には、土師器・須恵器・黑色土器・瓦器などがみられる。

第5a層 灰色粘性砂質土 10YR4/1 黒褐 極細砂~細砂で、緋まりは普通。鉄分を斑状に含む。土師器・須恵器・黑色土器・瓦器・綠釉陶器・白磁・瓦を含む。中世の遺物包含層。調査区西半にみられる。

第5b層 増灰青色粗砂混じり粘質土 N/3 暗灰 粘土~極細砂で直径30cm以下の礫を多く含む。緋まりは普通。炭化物と土師器・須恵器・瓦器・灰釉陶器・瓦・土製品(土馬 第55・59図104)など、後令期から中世前期を中心とする遺物包含層。調査区西半の第4a層や第5a層の下にみられるほか、Dライン北壁などでは、第5a層と第5b層との間に第11層が認められる。

第5c層 増灰青色粗砂混じり粘質土 N/2 黒 粒子は第5b層と同じで、緋まりは普通。土師器・須恵器・瓦器を含む中世の遺物包含層。調査区西半の第4a層直下にみられる。

第6層 黒灰色粘質土 N/1.5 黑 粘土に直径30cmの大礫を多く含み、緋まりは普通。古代の土器(土師器・須恵器・製塩土器)を大量に含み、樹皮・木材片や炭化物も多く含む。また、少量の中世遺物もみられる(第53図1~37、第54図69~71、第55図85・94、第56~58図99・103、第60図105・106・110~112・114・116~118)。遺物の出土状態に加えて、この層の外側に礫が多くみられる様子から、池状遺構(S4)の上層埋土と考えられる。調査区西半にみられる。

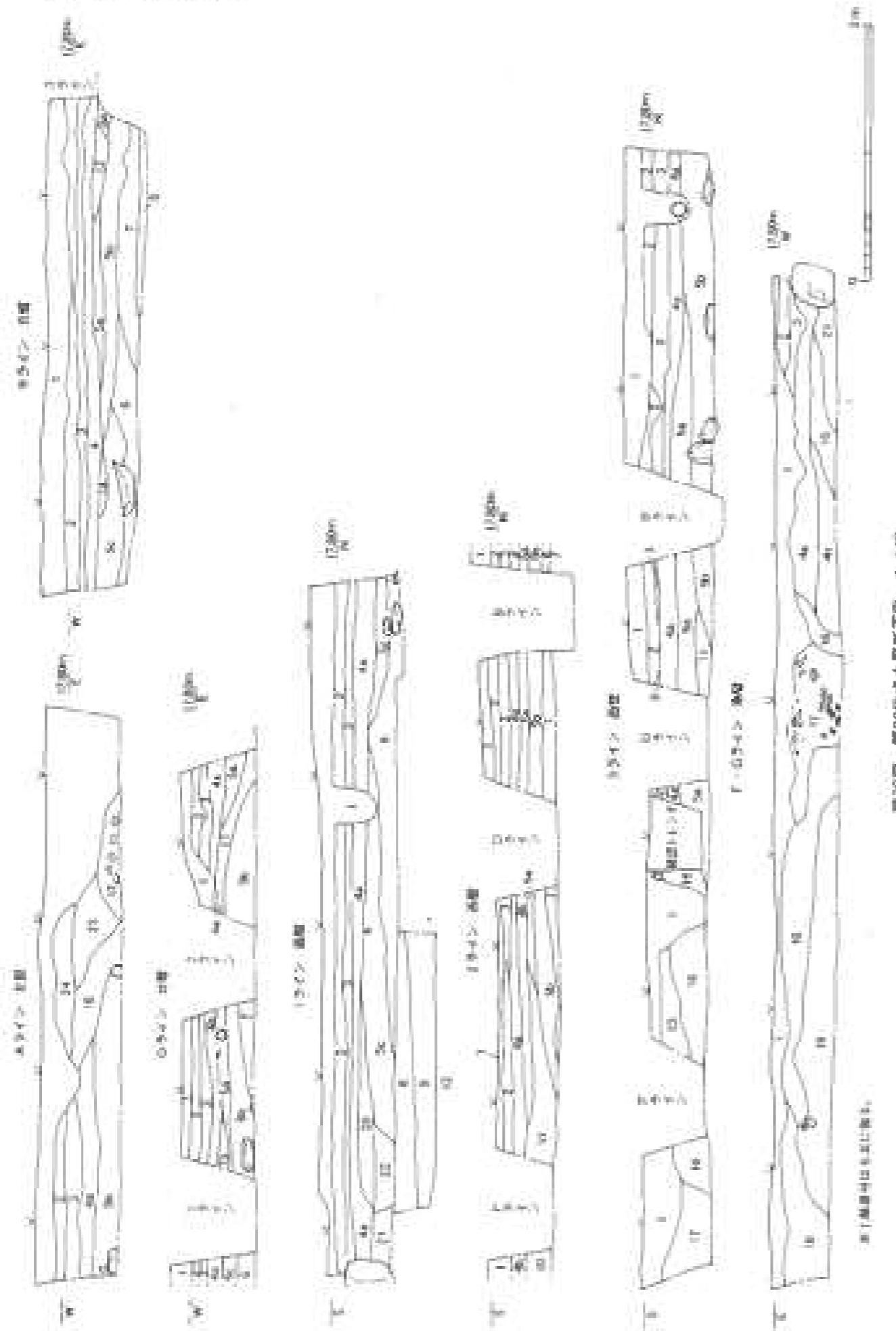
第7層 灰青色砂 2.5Y5/2暗灰 細砂が主体であるが、黄色細砂と灰色粘質土が相互に堆積する水成層で、緋まりはやや悪い。炭化物を含んでいる。調査区北西部で、S4の縁辺部を中心として、第5b・5c層直下にみられるが、Bライン北壁では、第5層の下に潜り込んでいる。出土遺物には奈良時代の土師器・須恵器のほかに、中世に下る土師器・瓦器がみられる(第61図142~145)。

第8層 白灰色粘土 2.5Y8/1 灰白 粘土で、緋まりは普通である。層厚は5cm前後であるが、Bライン北壁中央部断面にしきみられない。土器製作用の粘土貯蔵土坑などの遺構埋土と推測する。

第9層 黑茶色粘土 7.5YR2/1 黑 粘土で、緋まりは悪い。1ラインとDラインの深掘部分で確認した層で、第6層の下位に位置することから、池状遺構(S4)の下層埋土と考えられる。古代の土器を大量に含むとともに、多量の木片を層状に含み、炭化物も含む(第54図38~71、第55図72~98、第56~58図100~102、第60図107~109・113・115)。なお、この層の上面で、中世に下るとみられる掘立柱建物柱穴を検出している。

第10層 淡灰青色細砂 10YR6/2 灰黄褐 細砂で、緋まりは普通。調査区南西端の第5a層を切り込み、第

第二章 市场营销的演变



80

四、四、四的缺点与不足



取扱い 欧米地図用ライントラス（直線）半圓（直角）



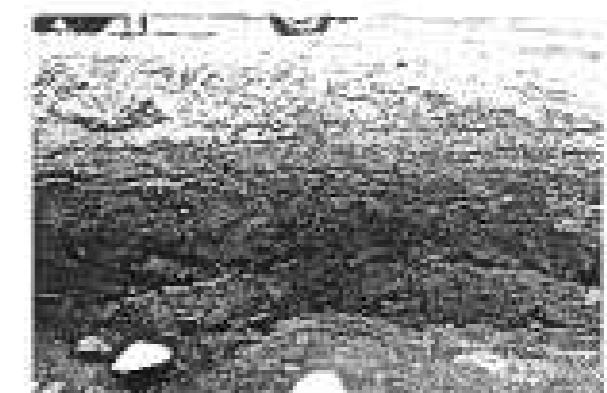
新規登録ID: 2021-03-21 12:00:00 (西暦) 月日 (西暦) 年月日



第35回 雨の夜のライン河畔（南西）二回（東から）



第37図 第90地点 1ライン西壁(北部) 土層(奥から)



新发现，新理论是科学之基础。（黑格）王维《观猎》



图34-2 指挥棒(34-2)之指挥(指挥棒)主图(指挥棒)

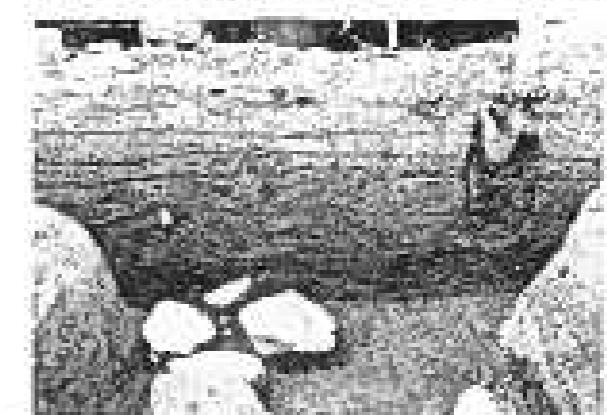
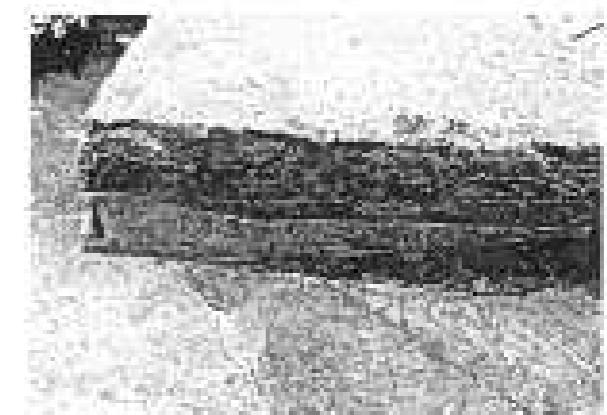


圖364 鹽30號の1ライス酒罈(宇治郡)土器(東山手)



第11図 開拓地点2ライン西側土壌(奥から)

5b層をベースとする落ち込み部分に堆積している。

第11層 黄褐色細砂 10YR5/2 黄褐色 細砂で、締まりは普通。3ラインとDラインの交点付近においてみられる、第5a層と第5b層の間層。

第12層 黒色砂混じり粘質土 2.5Y2/1 黒 粘土で、直徑3mm以下の中砂をやや多く含む。1ラインの深掘部のみ確認した。広域基盤層と考える。

第13層 黄灰色細砂 2.5Y5/3 黄褐色 細砂で、締まりは普通。Bライン北壁東部でみられる、第5a層をベースとする深さ20cmほどの土坑埋土である。

第14層 黄褐色中砂混じり砂質土 10YR4/3 にぶい黄褐色 極細砂～細砂に直徑3mm以下の中砂をやや多く含み、締まりは普通。Bライン北壁西部でみられる、第5c層をベースとする浅い土坑埋土である。

第15層 淡黄褐色細砂 10YR5/4 にぶい黄褐色 細砂で、締まりは普通。鉄分を含む。Dラインの1ライン跡でみられる、第5a層をベースとして南北方向に走る溝状遺構の埋土と判断した。

第16層 淡灰紫色シルト 7.5YR5/1 黄褐色 シルトで、締まりはやや悪い。調査区中央部を南流する近現代溝(S2)の周囲に、溝に沿うようにみられる。溝によって汚れ、グライ化したものと考える。

第17層 黄褐色砂礫 7.5YR4/6 黄褐色 直径10cm前後の亜角砾が主体を占め、隙間を砂が充填する。締まりは普通である。調査区中央部を北から南へ走る溝(S2)の埋土である。

第18層 灰白青色シルト 7.5YR8/1 灰白 シルトで、締まりは普通。鉄分が斑状にみられる。調査区東半の谷状地形を埋める客土と考える。

第19層 淡灰色中砂混じり砂質土 10YR6/1 黄褐色 極細砂～細砂に直徑5mm以下の中砂、直徑5mm以下の礫を含み、締まりは普通である。調査区東半にみられ、近現代溝(S2)からの水分で汚れた層ないし客土を考える。

第20層 黄褐色細砂 2.5Y5/1 黄褐色 細砂～粗砂で、締まりはやや悪い。1ラインの南寄りにみられる、第4a層と第5c層の間層で、汎水堆積層であろう。

第21層 黄灰色細砂 2.5Y6/3 にぶい黄褐色 細砂～粗砂で、締まりはやや悪い。調査区南西隅の落ち込み状の部分において、第10層の下位にみられる。

第22層 暗灰色中砂混じり砂質土 5Y4/1 黄褐色 細砂～細砂に直徑3mm以下の中砂を含み、締まりは普通。1ライン南端で検出した、第5c層をベースとする土坑(S3)の埋土である。

第23層 白黄褐色シルト 10YR8/2 灰白 シルトで、締まりは普通。鉄斑がみられる。近現代溝(S2)の周辺でみられ、第16層と同じくS2によって汚れた層と考える。

第24層 明褐色シルト 10YR6/6 明褐色 シルトで、締まりは普通。鉄斑が顕著にみられる。Aライン

の東寄りにおいて、S2の影響で汚れた第16・23層上にみられるので、近現代の盛土であろう。

5. 掘出遺構

本調査は、布基礎部分のみの調査であったため、画的に遺構を検出することは困難であった。そこで、各遺構は、その種類・性格等を考慮せず、検出順に通し番号を付けて、「Sアラビア数字」で表記した。検出した遺構は、溝2条(S1+2)と土坑1基(S3)、前項で述べた、第6層を上層埋土、第9層を下層埋土とする池状遺構(S4)である(第40～52図)。なお、このほかにも、各壁面の土層観察によって、第5層上面から掘り込まれた溝状遺構や落ち込み状遺構も確認したが、これらについては、平面上の記録は省略した。以下、S1～4について、概略を述べる。

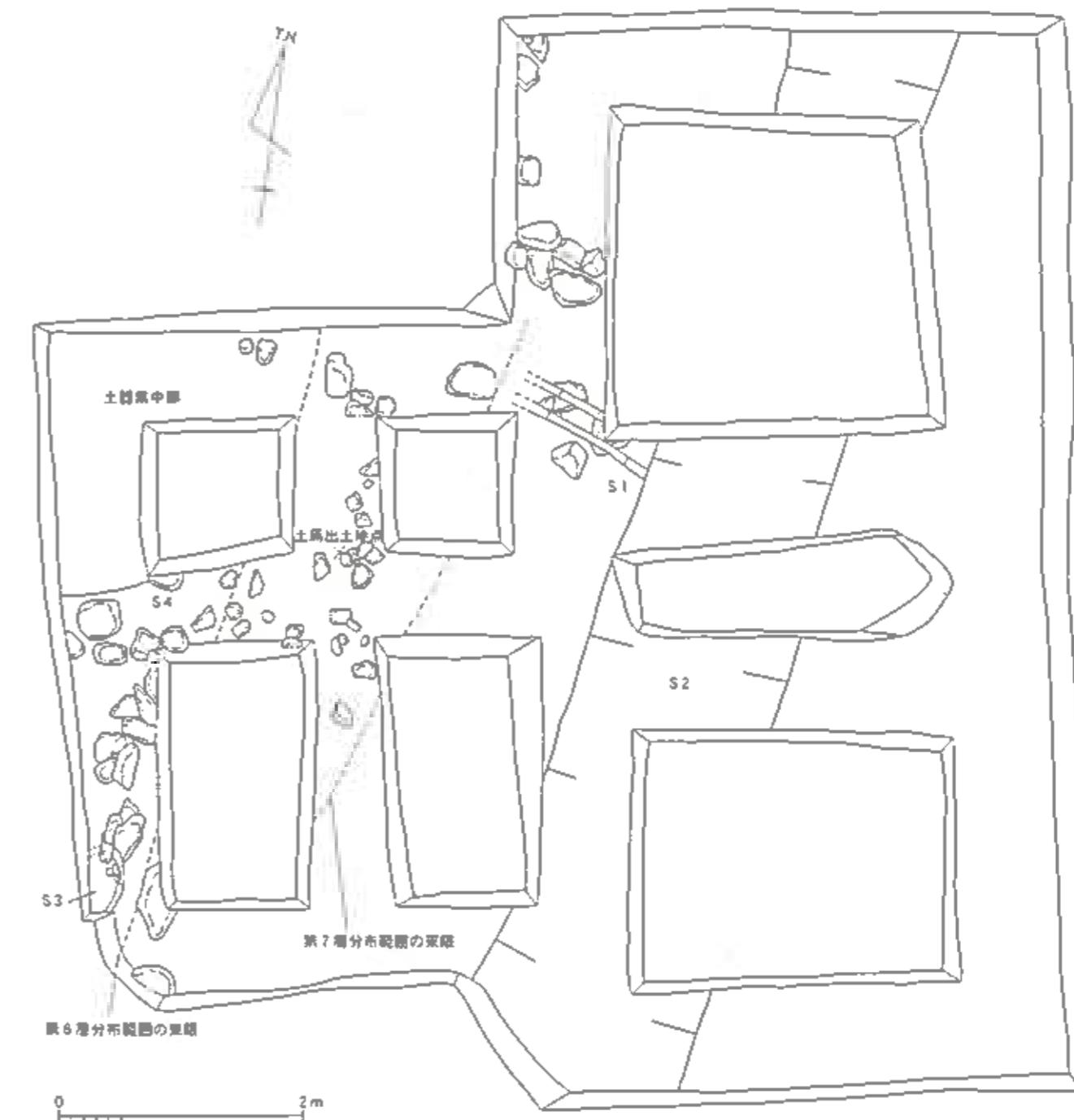
S1 3ライン中央において、第3層上面で検出した東から西に走る溝である(第43・44図)。幅約21cm、深さ約12cm、検出長約115cmを測る。埋土は白黄色極細砂(10YR8/2 灰白 極細砂)が均質に堆積しており、締まりはやや悪い。遺物の出土はないが、第3層上面での検出なので、近世以降に下る遺構であろう。

S2 Aライン中央部・Cライン中央部・Eライン西寄り・Gライン西端や3ライン南端で検出された。調査区中央を北から南に走る溝である(第45図)。第4a層上面から切り込んでおり、幅約1.8m、深さ約0.6m、検出長約9.0mを測る。埋土は、直径10cm前後の亜角砾が主体を占め、隙間を砂が充填する第17層(褐色砂礫)である。出土遺物は見当たらなかったが、埋土の様相やこの溝を境にして調査区東西の堆積状況が一致していることから、この溝は、東川用水路の流れる谷部に向かって下る水田段差に伴うものと推測する。

S3 1ライン南端における落ち込み状の部分に第10・21層が堆積した位置に、第5c層上面から掘り込まれていた土坑である(第46・47図)。調査区西側に広がっており、全形を検出することはできなかつたが、平面形は橢円形に近く、長軸50cm以上、短軸35cm以上、深さ約15cmを測る。埋土は第22層(暗灰色中砂混じり



第39図 第90地点調査風景



第40図 第90地点遺構平面図 1/50

砂質土)で、土師器・須恵器・瓦器の断片を含んでいた。東側系須恵器焼や瓦器焼がみられるが、これらより年代の下る遺物は確認できなかつたので、遺構の年代は、12世紀を下限とするのであろう。

S4 調査区西半の第5層直下で、直径50cm以下の幅約60cmが北から南へ列状に分布するのを確認した。

(第48～52図) この隙の西側に第5・9層が分布し、この層には、律令期の土師器・須恵器が大量に含まれていた(第53図1～37、第54図38～71、第55図72～98、第56～58図99～103、第60図105～118)。また、

第6・9層は、樹皮・木片といった有機物や炭化物も大量に含む粘質土で、溝水状態で堆積したことがわかる。このような状態から、池状遺構の肩部分を検出したと判断した。S4の縁辺部では、第5b層直下にみられる第7層が、第6層の下に沿り込む様子が観察されている。この層は水成層で、その分布について十分には追求できなかつたが、洪水等でS4に流入した自然堆積層で、本来は池一面に広がっていたものが泡立によって縁辺部のみに残ったとみるほかに、S4に注ぐ雨水に堆積した可能性も考えられよう。



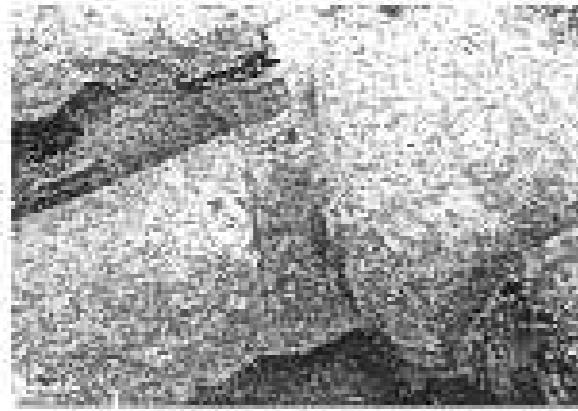
第41図 第90地点調査区全貌（西から）



第42図 第90地点調査及全貌（西から）



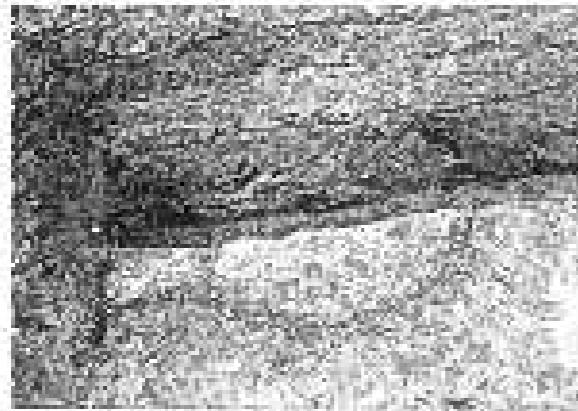
第43図 第90地点5-1発掘状況（北西から）



第44図 第90地点5-1発掘状況（北東から）



第45図 第90地点5-2発掘状況（西北から）



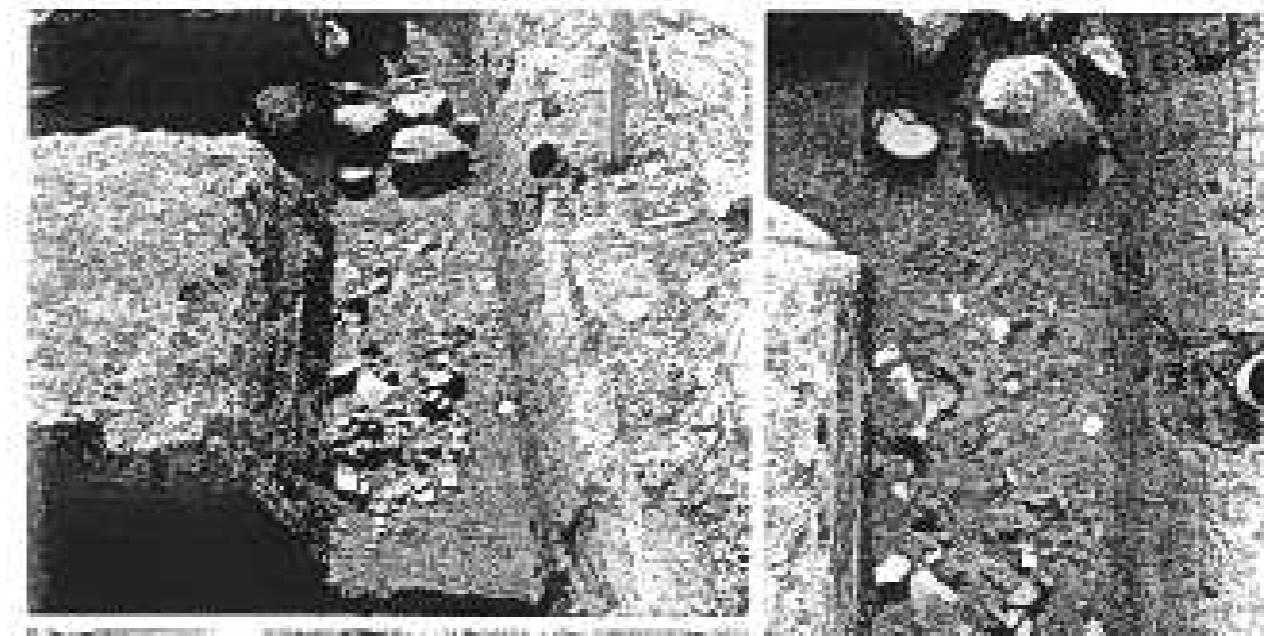
第46図 第90地点5-3発掘状況（西から）



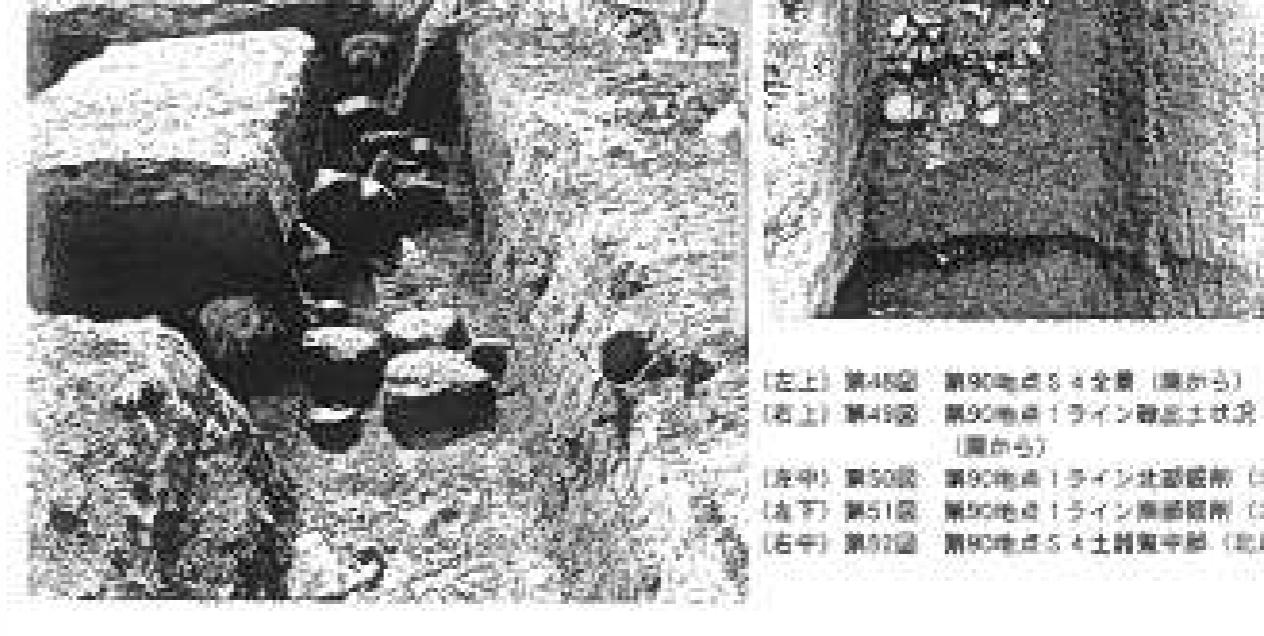
第47図 第90地点5-3発掘状況（北から）



〔左上〕第48図 第90地点5-4全貌（西から）



〔右上〕第49図 第90地点5-1ライン発掘状況（西から）



〔左中〕第50図 第90地点5-2ライン発掘状況（北から）



〔右下〕第51図 第90地点5-3ライン発掘状況（北から）



〔左中〕第52図 第90地点5-4土質観察（北から）

6. 出土遺物

当該地の調査で出土した遺物は、27と容量のコンテナ10箱分で、調査面積・掘削深度に対して、きわめて多い。その内訳は、縄文土器・弥生土器・土師器・須恵器・黒色土器・縄釉陶器・灰釉陶器・瓦器・磁器・製塙土器・土製品（土馬）・石製品・漆製品・石製品（砥石）など多彩である。とくに、奈良時代の遺物が多く、転用窯や墨書き土器も認められた。ここでは、遺構出土遺物と包含層出土遺物に分けて記述したい（第53～79図）。

① 遺構出土遺物（第53～58・60・63～76・78図）

遺物を伴った遺構は、S3とS4である。S3からは土師器・須恵器・瓦器の破片が出土したが、これらは細片であるため図化していない。

S4埴土と判断した第6・9層からは、大量の土師器・須恵器や樹皮・木片といった有機物、炭化物が出土した。主たる遺物の年代は、奈良時代前半と奈良時代後半～平安時代初期に偏在しており、加えて官衙的な色彩を帯びるものが多い。また、第6層直上の第5層や第5層に伴う中世遺構に基図するとみられる中世遺物（概ね12世紀を下限とする）も少量認められるが、下層の第9層の方が中世遺物の混入率は低くなる。さらに、第6層を中心として製塙土器も多くみられる。なお、第6層からは転用窯も出土している。

第53～55図には、S4から出土した土師器・須恵器・瓦器などを図示しており、第53図が、第6層から出土したもの、第54・55図が、第6層と第9層から出土した破片が接合したものならびに第9層から出土したものである。一見して明らかなように、供膳具が圧倒的多数を占める。また、第56～58図にはS4から出土した墨書き土器を、第60図にはS4出土の製塙土器を掲げた。なお、墨書き土器以外の土器類の写真は、第63～76・78図に示している。

第53図に図示したものは、1～18が土師器、19～33が須恵器、34が縄文土器、35が瓦器、36・37が瓦である。土師器は1～6・13・14が杯、7～12が皿、15が椀、16が鉢、17が煮炊具、18が壺である。須恵器は19～22が杯蓋、23～27が杯身、28・29が皿、30が鉢、31・32が椀、33が壺である。

1～12は、黄灰色や淡褐色を呈する良質の胎土の杯・皿類で、1～6が杯A、7～12が皿Aに分類できる。1～8は、内面に1段の放射状堆文が觀察できるもので、6を除き、口縁部が外反し、端部を内側に巻き込む。10～12は、口縁部が外反する器形である。調整は、外面体部がヨコナヂ、底部が未調整のa手法より外面体部がヨコナヂ、底部がヘラケズリのb手法の方がやや多く、3・5・10がa手法、1・2・4・7・8・12がb手法である。内面口縁部に沈線をもつ6と9は、外面体部に横方向のヘラミガキが顯著に残

り、底部はヘラケズリを施している。なお、3は内面の媒化が著しく、灯明皿として使用されたことがわかる。これらは、器高や口縁部形態などから、難波V古段階～中段階（佐藤2000・2003・2004）にかけて、すなわち奈良時代の資料といえる。

底部にヘラ切り痕のみられる13は、ナデ調整で仕上げた杯で、細砂粒の含有の多い胎土を用いている。回転台土師器片とみられるもので、律令様式の1～12より新しく、9世紀以降に下ると考えられる。14は高台を有する杯Bである。

粘土紐を巻きつけて作られたことのわかる未調整の平底をもつ15は、体部が内弯しながら立ち上がり、口縁部内面に強いナデを加えて端部を短く外反させる椀である。これも14と同様に、9世紀以降に下る。

細砂の混入の多い特徴的な胎土を用いて作られた16は黄灰色を呈する。体部は内弯気味に立ち上がり、口端面に加えられた強いナデによって端部が外に横み出されている。外面には粗いハケ調整がみられる。

外面にタテハケ、内面にヨコハケを施す17は、残存率が低いので定かでないが、瓢や甌の口縁部であろう。

18は、外反気味に開く口縁部にはほぼ直立する端部が付く甌の口縁部で、体部はおそらく長胴形であろう。

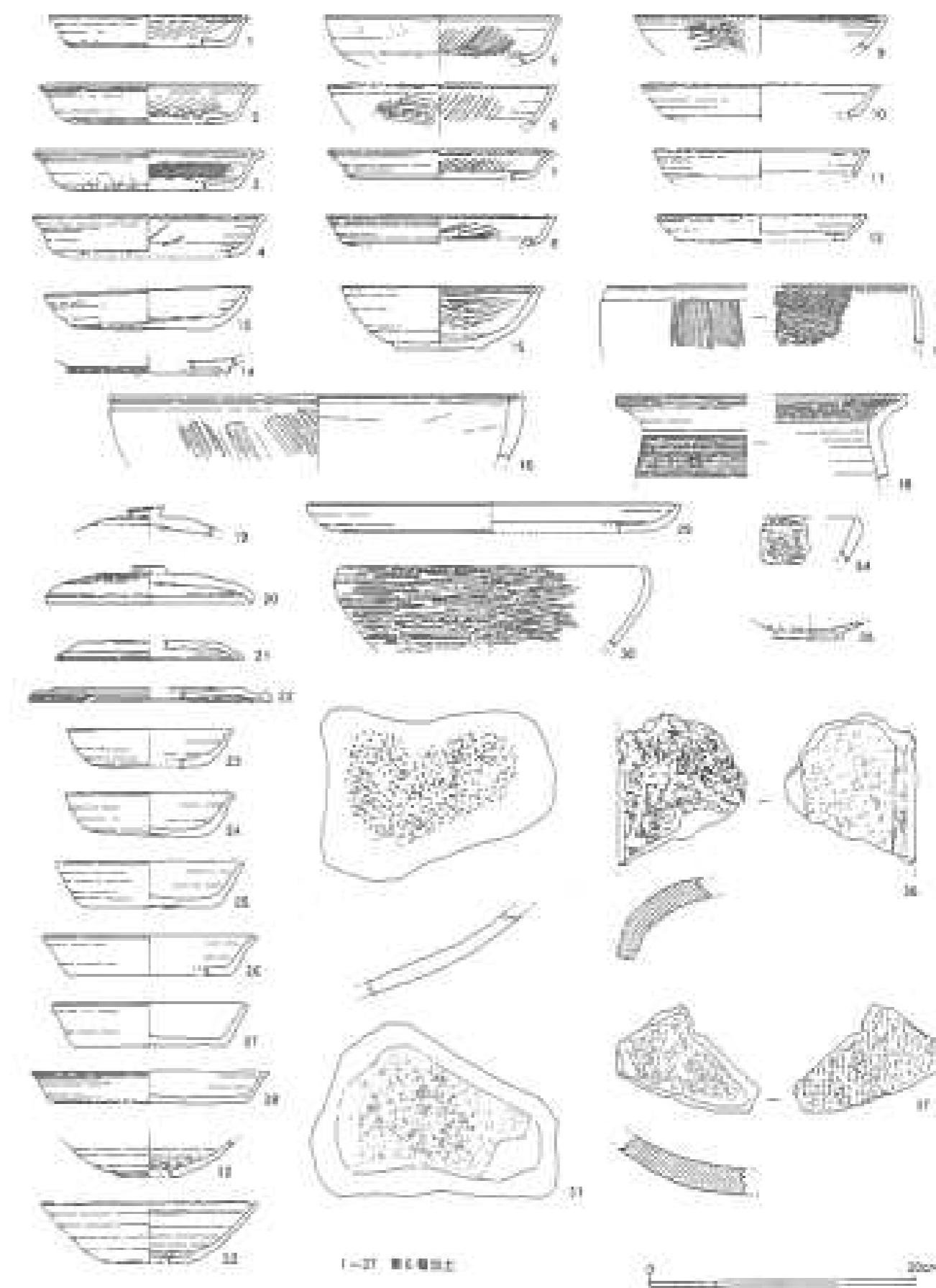
須恵器杯蓋は、いずれも天井部外面にヘラケズリがみられる。19・20は笠形の天井部をもつもので、圓平なボタン形のつまみが付く。口縁部の残る20は、下方に屈曲する形態で、カエリを有さないことから、奈良時代前半に比定できる。天井部が平坦で口縁部との境に梗をもつ21・22では、21は口縁端部を小さく下方に屈曲させるだけだが、焼き歪みの著しい22は、強いナデによって屈曲した口縁部がさらに「く」の字状に下方に折れ込む。

杯身はいずれも口縁部を丸く收めるもので、底部と体部の境が丸みをもつ23～26と、明確に屈曲する27がある。皿では28が、底部と体部の境が明瞭で、直線的に外上方に立ち上がり、口縁部を外へ横み出している。一方、29は、底部から丸みを持てて内弯する体部が立ち上がり、口端部を丸く收める。

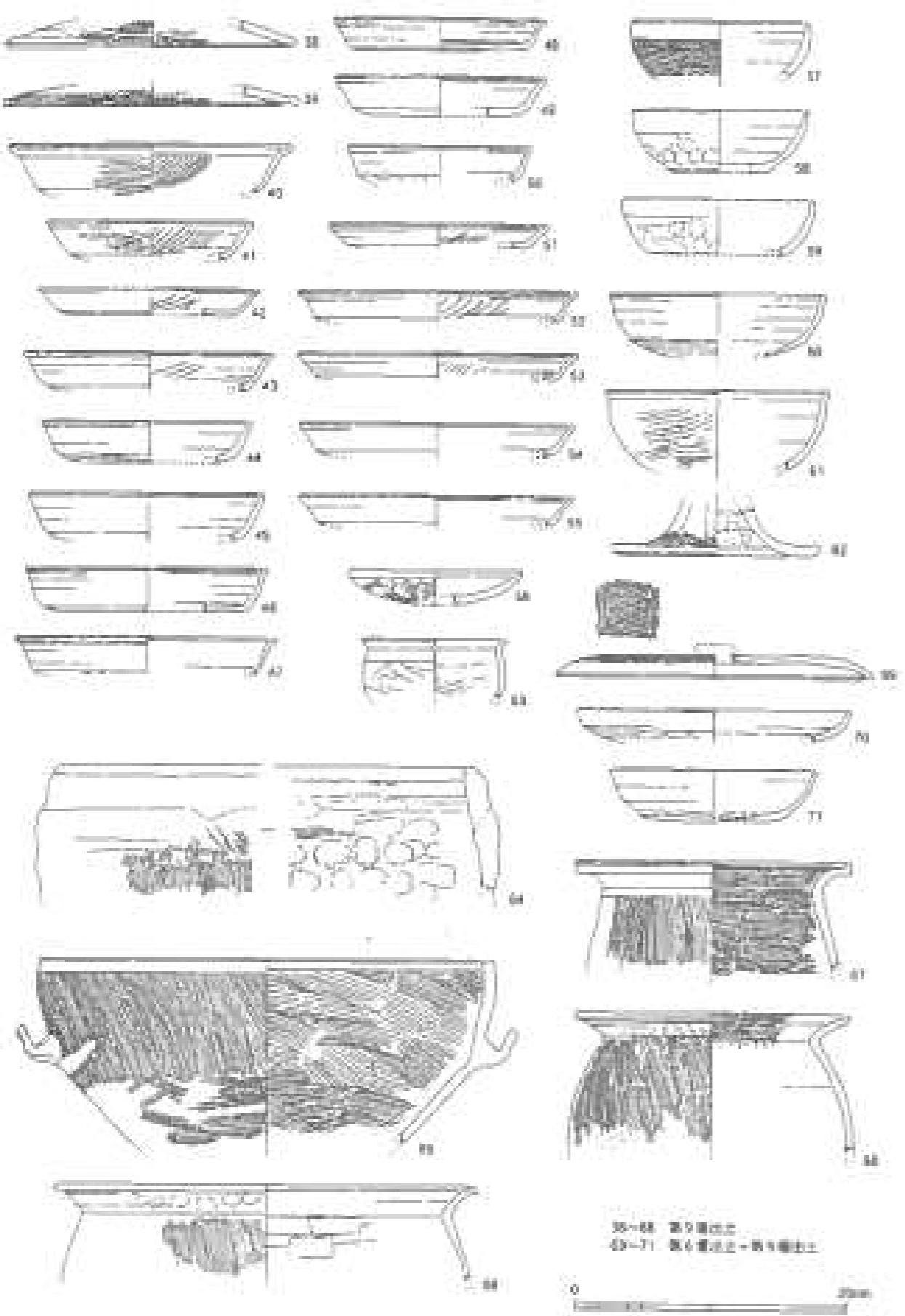
いわゆる鉄鉢形の鉢30は、丁寧なヨコヘラミガキを施した内面から外面口縁部にかけて、焼成の際に瓦器のように焼されたようで、灰色に変色している。灰白色を呈する外面体部は、ヘラケズリ調整後にヘラミガキを加えて器面を滑らかに仕上げている。部位による色調の変化から、同一形態のものを重ね焼きした可能性が考えられる。

31は内面の同心円压痕は明瞭であるが、外面のタテキ痕はナデ消して、カキメ調整を行っている。

なお、ややさしい胎土で灰白色を呈する20・25・30と、軟質焼成で白色～灰白色を呈する21・27～29、外面が灰白色、断面が灰白色～黄褐色で内面が灰色を呈する31は播磨器と推測できる。これら、古代の須恵器



第53図 第90地点S4出土遺物実測図(1)～(4)



第54図 第90地点 S4 出土遺物実測図(2) 1/200

は、19・20・23~26・28・29のように8世紀前半に属するものと、21・22・27・30のように8世紀後葉～9世紀初頭と目されるものが存在している。

32・33は、夾層系須恵器碗である。底部の下方への突出はほとんどなく、内底面の瘤みも曖昧であるので、12世紀後半に下る。

縄文土器とみなした34は、口縁部外面に沈穂がみられるもので、中期後半～後期初頭の深鉢片であろう。角閃石や長石・石英など砂粒を多く含み、黄褐色～灰褐色を呈する。

斜面が銀黒色を呈する35は、細い高台をもつ直器挽底部で、12世紀に属する。

36は、凹面に布目、凸面に瘤状タタキが残る丸瓦である。橙色のシャモット粒を含む胎土は粒子が細かく、断面が淡黄灰色を呈する焼し瓦である。37は、シャモットや長石粒、石英粒を含む黄灰色の平瓦で、凹面に布目、凸面に瘤状タタキが残る。これらの瓦は、寺田達英に係る官衙よりも、戸隠虎寺に由来するものであろう。

第54図に図示したものは、すべて土師器である。このうち、69～71は第6層と第9層から出土した破片が接合したもので、そのほかは第9層から出土したものである。38・39・69は杯壺、40～50は杯、51～56・70は皿、57～61・71は挽、62は高杯、63は鉢、64は甌、65は顔、66～68は甌である。

38・39は、天井部から口縁部に直線的にのびてくるもので、端部を丸く收めるので折り返しの弱い38と、口端面にナデを加えて端部を下方に折り返す39がある。ともに内面には二段以上の放射状暗文があり、外面はヘラナデで仕上げており、高杯の杯部の可能性もある。38は胎土に金雲母や石英、長石を含む黄灰色、39は微細粒を含む黄褐色を呈する。一方、平坦な天井部に、横方向とそれに直交するヘラミガキがみられる。69は、口縁部が内側に、端部を丸く收める。内面の暗文の有無や調整は磨滅によって観察できない。シャモットや金雲母、長石などの微小粒を含み、黄褐色～淡黄褐色を呈する。これら3点は、本来つまみを有するものである。40は、口径、器高とともに大きく、復元口径は20.4cmを測る。胎土には少量ながら2段台の砂粒を含む良質のもので、黄灰色を呈する。体部は内側気味に立ち上がり、口縁部が外上方に開き、ナデを加えて外傾する端面を作り出す。外面には幅広のヘラナデ調整を行い、内面にはさわめて細い放射状暗文がみられる。高台が付いたり、盤になったりするのかもしれない。ほかの杯・皿類では、灰白色を呈する41が外面にヘラミガキを施しているが、それ以外はすべてナデ調整である。底部は42・45・46・48・49が未調整のa手法、43・44・47・50～55がヘラケズリを加えるb手法で、皿を中心にb手法の方が多い。内面に放射状の暗文が観察できるのは、41～43・51～53である。

色調は、灰白色や黄灰色のものが多いが、シャモットを含む46と49は一部分が橙色を呈しており、底部や体部の外面が媒化で黒くなっている。また、52はとくに精良な胎土を用いていて、白色を呈する。ちなみに、残存率が3分の2を超える48は、口径15.2cm、底径12.8cm、壁高2.3cmで、小型品に分類できる様子から、38～41や69をはじめとして、煮ね難波V古～中段階に比定できよう。56は外面に不定方向の粗いハケ調整を施す複雑な丸底の皿で、口縁部にナデを加えてわずかに直立させている。口縁部を除きほぼ全面が媒化しており、灯明具として使われたことがわかる。また、a手法で弱い内側が内側気味に立ち上がる70も、内外面ともに媒化が著しく、灯明具として使われた皿といえる。

碗は、丸底傾向の底部に内側する体部が立ち上がり、口縁部を丸く收める57～59と、内側しながら立ち上がる体部に外反する口縁部が付く60・61・71がみられる。いずれも胎土に花崗岩風化粒を多く含んでおり、概ね黄灰色や灰褐色を呈する。外面調整は、57がヨコハケ、58・59が粘土組接合痕の残る程度のユビオサエ、60・71がヨコナデで底部にもヘラ切りの後に粗いナデを加えている。また、61はヘラミガキのようである。なお、58は外面に焼成時の黒斑が認められる。これらは、胎土の様子をみると、在地産といってよいであろう。

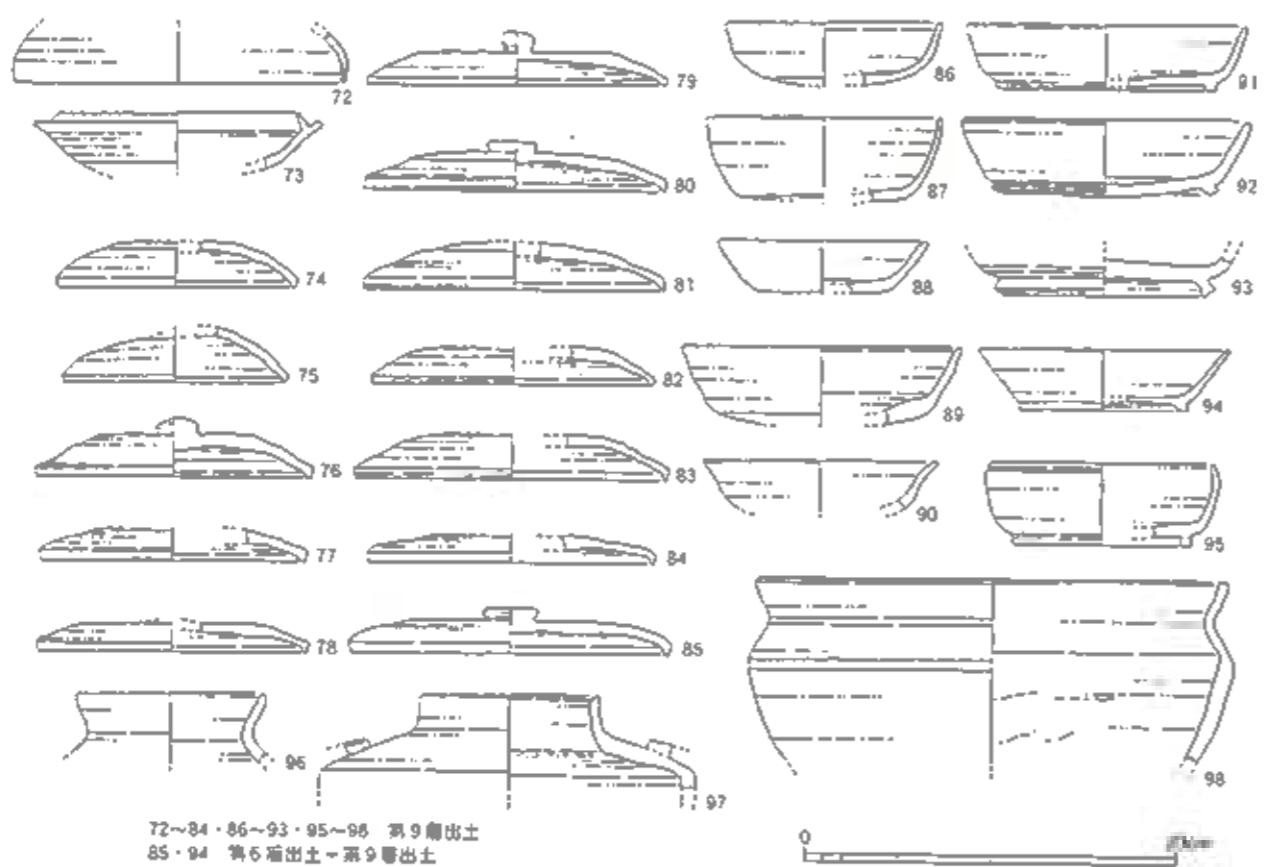
62は、多角形の脚柱部をもつ高杯の底部である。内面は横方向のヘラケズリが頗るで、外面には底部まで粗い放射状の暗文を加えている。少量の長石・石英粒を含むが、胎土は精良で、淡黄褐色を呈する。

甌の63は頭部で屈曲し、短い口縁部が外反する。体部内面および外面には輻輪状ないし板状工具による横方向のナデがみられる。

内面の媒化が著しい64は、ナデとユビオサエで成形し、外面をタテハケで仕上げている。胎土は良好で、弱い黄褐色を呈しており、甌の上端部である。

65は、小さな一对の把手の付くもので、口縁部はやや内側気味に立ち上がり、内傾する端面をもつ。体部は把手の位置から急速に内すばみになる。内面全体と外面体部は同一のハケ原体を使用しているが、外面口縁部はもう少し目の細かい原体を使用している。シャモットや微小砂粒を含む胎土は良好で、淡黄褐色～橙黄色を呈する。

66～68は、使用による煤の付着が認められることから、煮炊具として使われたことが明らかな甌である。砂粒を多く含み淡黄褐色や灰色を呈する66と68は、頭部の体部をもつもので、頭部は「く」の字状に屈曲し、外反しながら広がる口縁部にはナデによる端面を作り出す。66は、体部内面にケズリを加えているが、68はナデ調整である。67は、シャモットや砂粒を多く含み淡黄褐色を呈するもので、内面は口縁部までヨコ方向のナデ調整である。頭部で大きく屈曲した口縁部は強く



第55図 第90地点 S4 出土遺物実測図 (3) 1/4

外反し、端部を捲み上げる。体部は長胴形になるだろう。これらの壹は、8世紀の西根津に通有のものである〔秋山1996〕。

第55図には須恵器を収めたが、このうち、85・94は第6層と第9層から出土した破片が接合したもので、そのほかは第9層から出土したものである。72・74～85は杯蓋、73・86～95は杯身、96・97は蓋である。

72と73は、ほかの資料と明らかに時期が異なる。72は縁が退化し、丸みを帯びた天井部をもつTK43型式の杯蓋で、6世紀後葉のものである。短い立ち上がりをもつ73はそれよりやや新しい傾向のみられる杯身である。74～85はいずれもカエリを有さないで、8世紀に下る。天井部が丸みを帯びる74・75・80～82と、平坦な天井部と口縁部の境に縁をもつ76・78・79・83～85とに区別されるが、口縁部が大きく屈曲するものは認められないで、奈良時代のものといって大過ない。難波V古段階のものが多い中に、78・81・82・84のように若干新しい口縁形態のものみられる。74は口縁端部が黒変する重ね焼き痕が明瞭に残る。また、75は焼け亞が著しい。82は内面全体に墨が付着しており、一部墨り減った部分もみられるので、硬に転用されたことがわかる。總じて杯蓋は、焼成が良好で灰色を呈するものが多い。

86～89は高台を有しない杯A、91～94は高台を有

する杯Bで、難波V古段階のものに加えて、94のように小さな高台が底部外縁部に付き、難波V中段階のものも認められる。肌理細かい胎土の86は、瓦質焼成に近い焼き上がりで灰白色を呈する。88～90はやや軟質焼成なので、褐質産とみられる。胎土に5mm以下の白色砂粒を多く含むが、焼成のきわめて良好な95は、磁器を思わせるほど硬質の焼き上がりで、灰白色を呈する。体部は内弯気味に立ち上がり、外面口縁部直下に沈線を運らす特異な器形で、小さな高台を有する。あるいは金属製の仏器を模ったものかもしれないが、律令期のものとみて大過なからう。

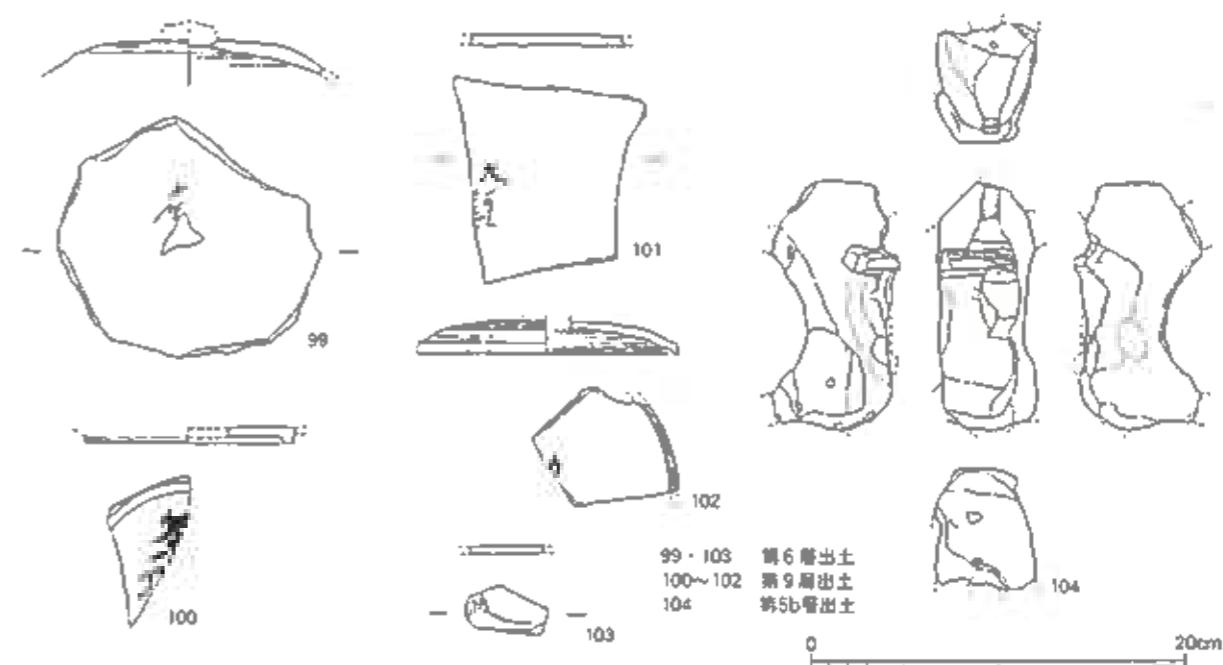
96は頸部で「く」の字に屈曲する広口蓋、肩部と体部の境に縁があつて肩部で大きく屈曲し、直立する短い口縁部をもつ97は短頸蓋に分類できよう。肩部には、三方向以上に把手が付くようである。98は肩部が最大径となる卵形の体部をもつが、「く」の字に屈曲する口頸部をもつ。内面に粘土紐接合痕が残るもので、体部に火埠がみられる。胎土はさくく、やや焼成のあまい褐質産のもので、8世紀末に下る加古川市役松ノ号窯に類似が知られる〔兵庫県教委2011〕。

第56図に示した墨書き器99～103は、すべて須恵器である。これらの写真は第57図に、原寸大の墨書き部の写真は第58図に掲げている。99・103は第6層から、100～102は第9層からの出土で、99は「少額」、101は「大額」と読める。

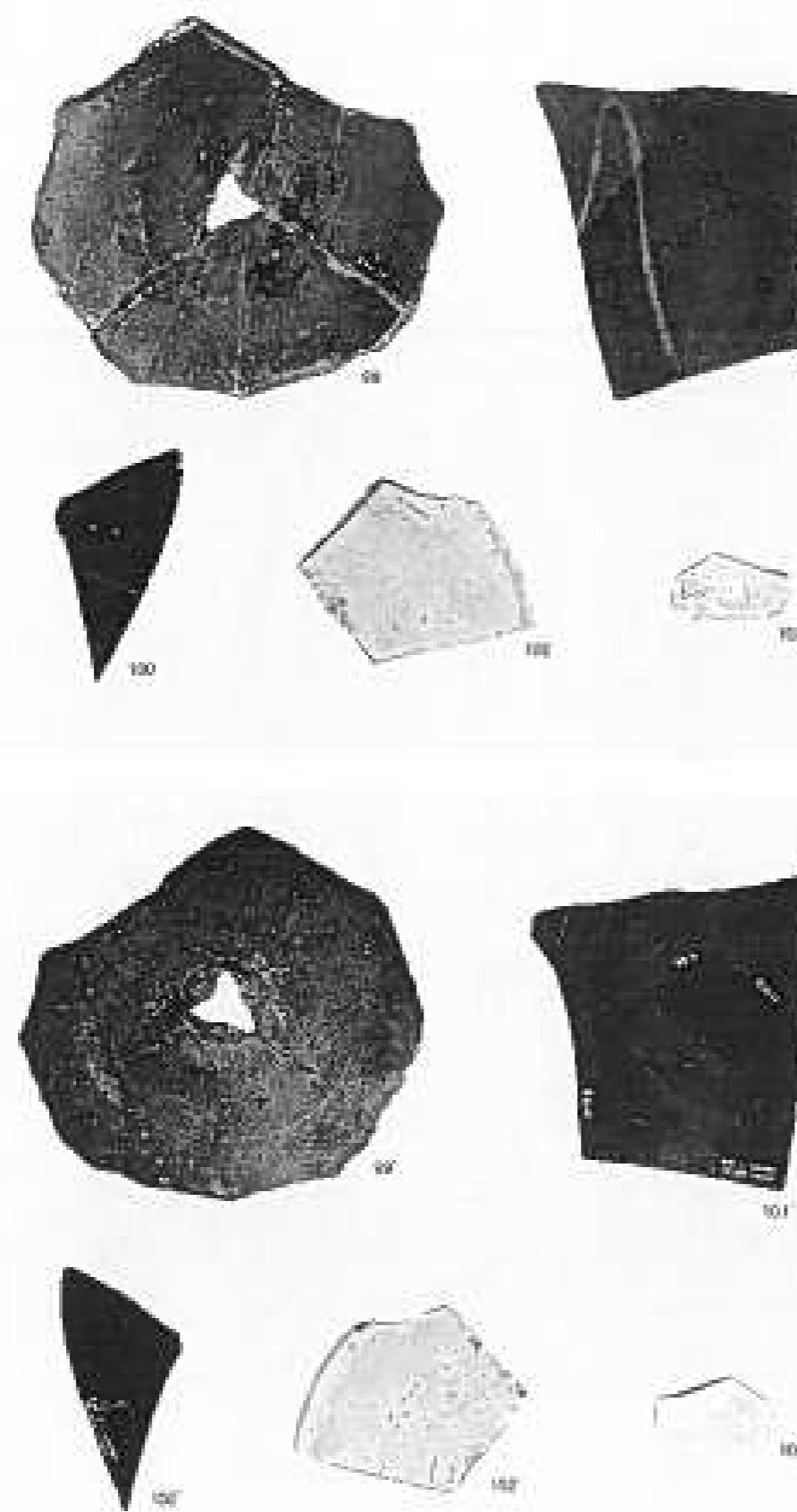
99は5mm以下の灰色・白色砂粒を多く含む粗めの胎土を用いており、灰色を呈する杯蓋である。天井部外面は回転ヘラケズリを施すが、天井部と口縁部の境があまり明瞭ではない笠形で、胎土の土質からざらざらした器面に仕上がっている。ナデを施す口縁部もシャープさに欠けるなど、良質の須恵器とは言い難い。本来つまみが取り付いた部分は円形に欠損しており、つまみの基底径が2.7cm程度であることがわかる。内面には回転ナデ調整がみられるが、こちらもあまり丁寧とはいえず、總じてぼってりした厚手の作りで、S4出土のはかの杯蓋と比べても粗製といえる。ただし、ヘラケズリの様相からはかのものと同様に8世紀に比定できる。墨書きは天井部内面の中央をやや外れた位置にあり、細い筆を用いて書かれている。杯身の100は、胎土も焼成状況も明らかに99とは異なり、岩片・鉱物の混和の乏しい精良な胎土を用いた器壁は暗灰色で、断面は褐色を帯びる。外面底部にはヘラ切り痕が残り、内面はナデ調整を加える。低平な高台が貼り付けられた高台内に、99より太い蓋を用いた墨書きがある。この墨書きについては、長らく「少額」と書かれていると理解してきたが、ここに来て、「一（くさかんむり）」が認められるという指摘があり、一挙に都名である「菟原」を表記している可能性が浮上している。101は、平坦な底部の半径が8cmを僅に超える供膳具で、底部しか残存していないが、高台を有する皿または盤と推定できる。肌理細かい胎土で、内面外面ともに灰色を呈し、焼成は良好である。外面はヘラ切り未調整、内面はナデ調整で、墨書きは火埠を避けて、底部中央に「大」の字の二画目の始点が当たり、そこから外縁に向かって記されている。102と103は軟質焼成で白色～乳白

色を呈する。胎土はどちらも大変肌理が細かく、砂粒の混在もほとんどない。102は今回出土した墨書き器では唯一口縁部が遺存するもので、口径13.8cmに推定復元できる杯蓋である。天井部の残存邊でつまみへの恩曲が認められるので、つまみの基底部径は2.6cmである。天井部はヘラ切りの後に少しナデを加えているようで、天井部と口縁部の境があいまいな笠形である。口縁部は下方に屈曲し、ナデによる面をもつ。内面は丁寧な回転ナデで、天井部中央付近に墨書きがみられる。「自」や「身」の文字にも酷似するが、「頬」の旁の可能性がきわめて高い。103は色調や胎土だけでなく、調整も102によく似ている杯身である。外面のヘラ切り痕は、より明瞭で、墨書きは底部外面にみられる。中央からやや外れた位置に左上から右下へのらいが認められる。これについては、筆ならしとみるべき資料である。なお、これらの資料の出現に即応する地域像の歴史的背景を進る諸問題については、次節で詳述する。

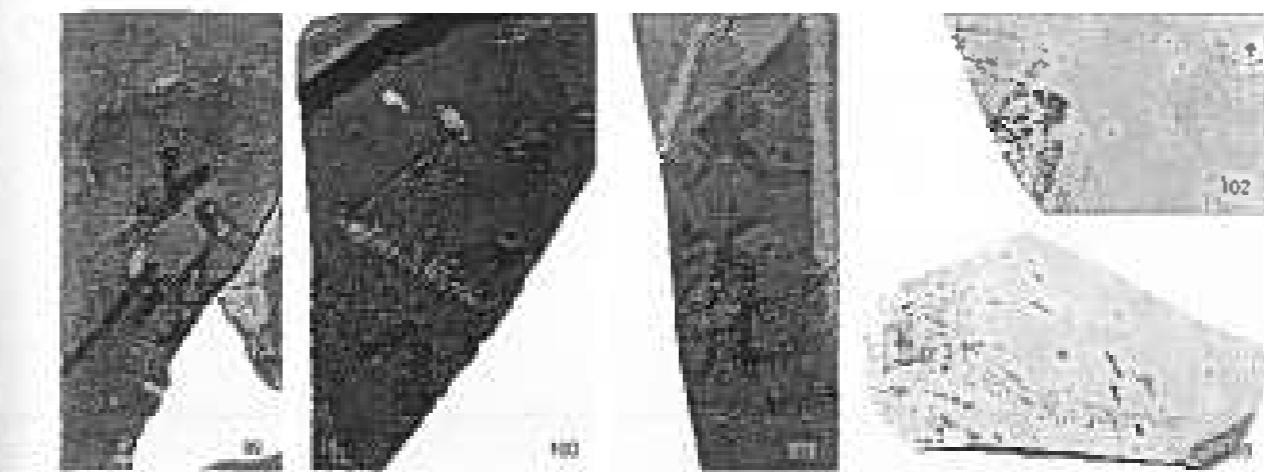
第60図に図示した製塩土器では、105・106・110～112・114・116～118が第6層から、107～109・113・115が第9層から出土したものである。胎土は5mm台のシャモリトや白色砂粒を含み、淡赤褐色を呈するもの（106）、長石や金雲母と灰色砂粒を含み黄褐色に発色するもの（106・107・111・113）、7mm大の灰色鉱物粒（石英）や小粒の長石等を含むが、肌理の細かい粘土で灰褐色を呈するもの（108）、長石や石英を含む肌理の細かい粘土で器面は乳白色～灰白色、断面は灰色～暗灰色のもの（109・112・114）、同じく器面は乳白色～灰白色であるが、胎土の粗いもの（110・115）。灰色や白色の砂粒を多く含み、灰白色でさくい胎土の



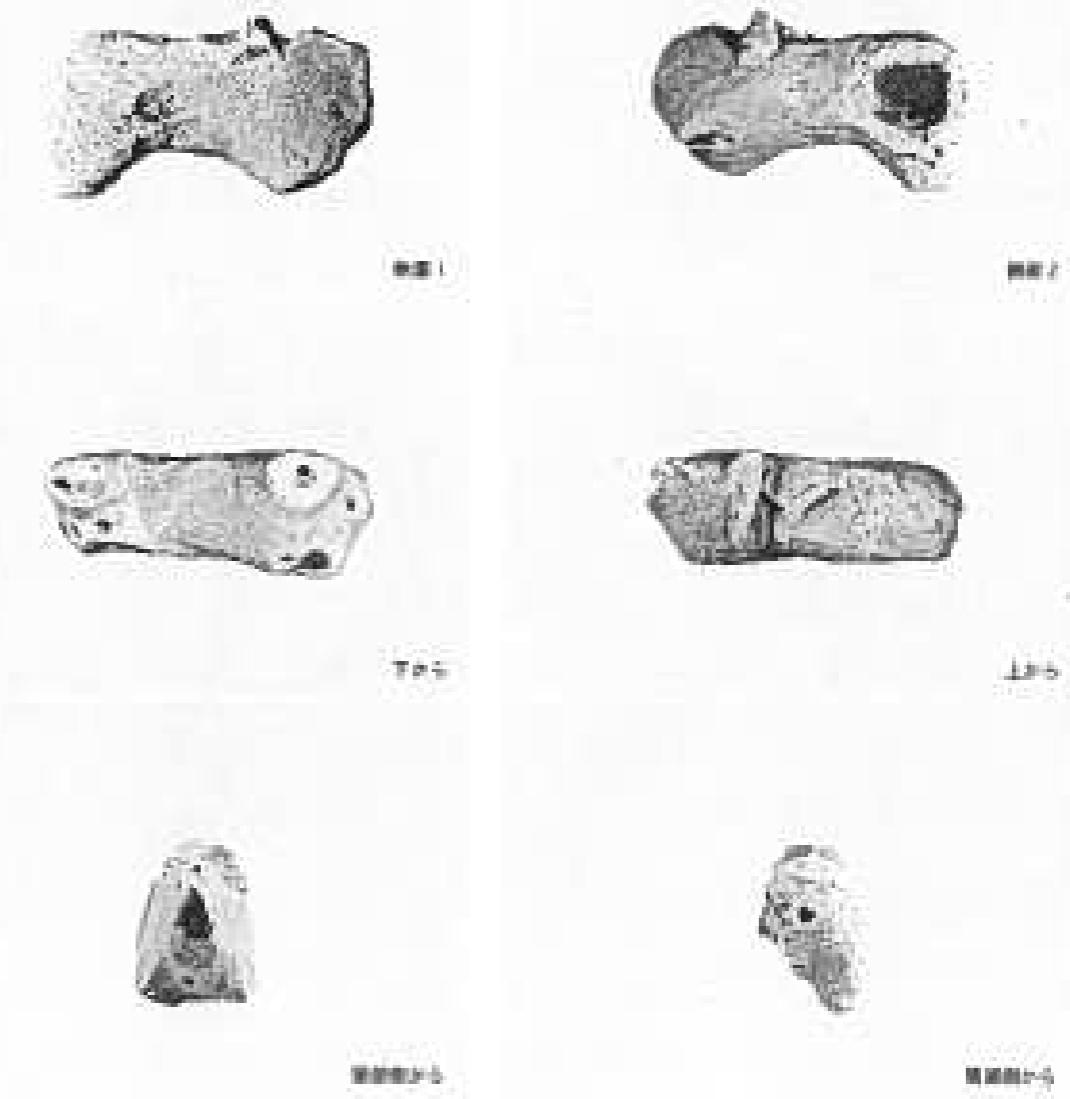
第56図 第90地点出土墨書き土器・土馬実測図 1/4



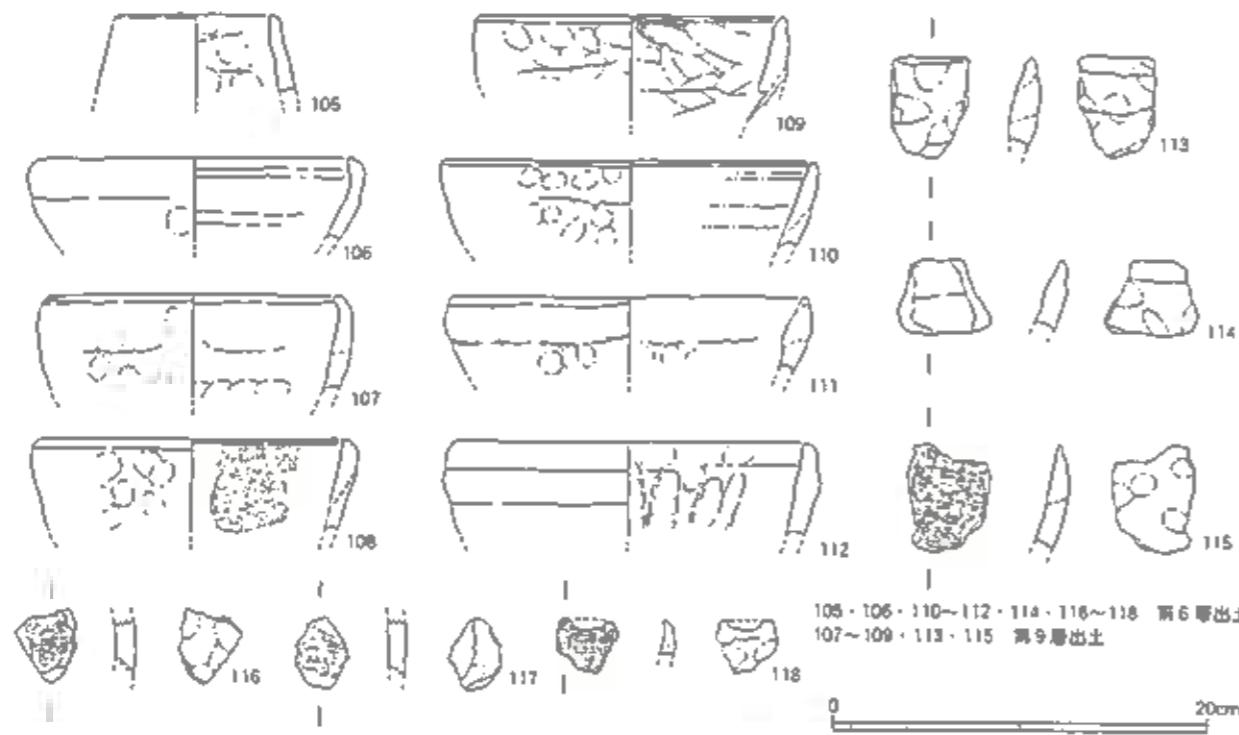
第57図 第90地点出土土器写真



第58図 第90地点出土土器写真



第59図 第90地点出土土器写真



第60図 第90地点出土製塙土器実測図 1/4

もの（116）、混和材が少なく粒子が細かい粘土で、黄灰色を呈するもの（117・118）と多様である。器壁のやや薄い105は、内面のナナメナデが顕著であるので製塙土器とみなしたが、復元するとコップ形の特殊なものとなるので、ほかの器種かもしれないが、そのほかのものは、砲弾形と考えられる。

外面調整は粗いユビオサエとナデで、粘土紐接合痕が明瞭に残るものが多い。内面は、105～107・109～114がナデ調整で、108・115～118には布目が残る。布の目の粗密も種類も多様で、108・115は網ではないかと思うほど細かく、116・118は1mm間隔の平織り、117はそれより目の粗い2mm間隔の平織りの布目である。

そのほか、Bライン西端6層から、馬の羽口らしい破片が出土している。

②包含層出土遺物

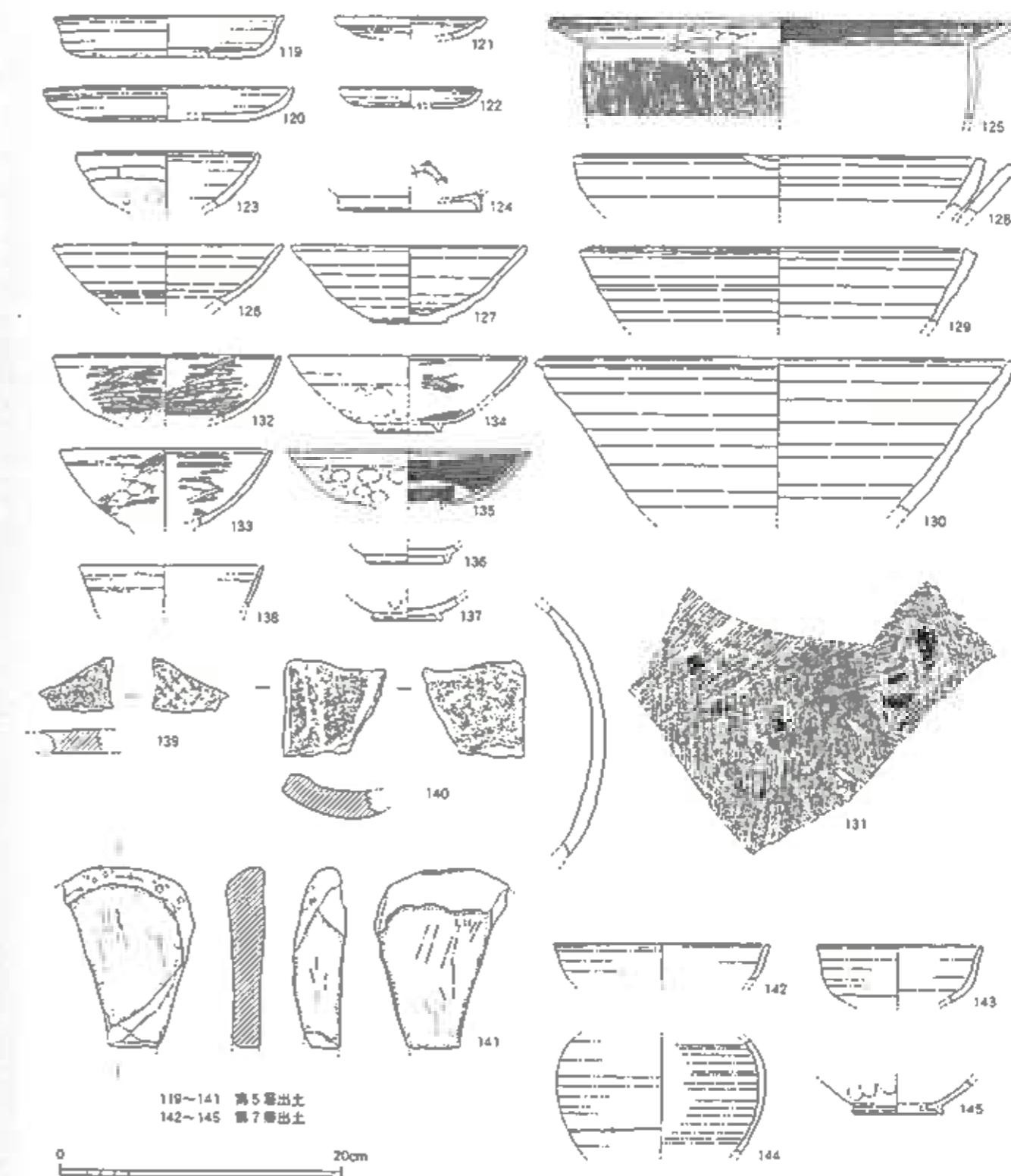
第5層からは、土師器・須恵器・黒色土器・瓦器・綠釉陶器・灰釉陶器・白磁・瓦と土馬が出土しており、中世前半を下限とする。また、第7層から出土した遺物は、古代に加えて中世遺物を少量含んでおり、第6・9層との共通性が認められる。第56・59図には第5b層から出土した土馬を、第61・62図には、包含層から出土したほかの遺物を示した。なお、遺物写真については、残存率の高い127の写真を第76図に加えるとともに、S4との関わりが想定できる第7層出土遺物の写真を第77図としている。

104は、2ライン北寄りの第5b層から出土した土馬で、出土位置は第40図に示している通り、S4の縁辺部である。本来はS4かS4に隣接する遺構に埋設していたのかもしれない。首と四肢を欠損した状態で、

全体に表面が磨滅している。胎土は、シャモットや白色砂の微小粒を含む良質の粘土で、焼成はきわめて良好である。表面は乳白色で、断面は灰色を呈する。残存長13.2cm、残高6.4cmで、最大幅は脚の付け根部分で5.5cmを測る。胸部から尻まで、断面三角形の棒が貫通しているようで、この棒を軸にして粘土を貼り付け、馬体が形成されている。頭部の断面形は、頂角を鋭角に仕上げた二等辺三角形である。四肢については、それぞれの付け根に、棒を支柱にして脚部を貼り付けたのではないかと思うほど、深い円形の孔がみられる。これは、脚部の接着強化のためで、その角度から脚が「ハ」の字形に開く形態であることがわかる。また、陰部に円孔一つとヘラによる刺突が二箇所みられる。背には綱が貼り付けにより形成されており、前輪と鞍座を表現する粘土の貼り付けが一部残っていることから、飾り馬であることがわかる。

第61図の119～141は第5層から、142～145は第7層からの出土である。内訳は、119～125が土師器、126～131が須恵器、132～137が瓦器、138が灰釉陶器、139・140が瓦、141が砾石である。また、142・143が土師器、144が須恵器、145が瓦器である。

119はa手法の杯Aで、口縁部が外反する。120～122は皿である。口縁部直下に凹線状のナデをもつ120は、9世紀のものであろう。121は「て」の字状口縁の小皿、122は手づくねで二段ナデの小皿である。123・124は碗で、胎土にシャモットを含む。123はユビオサエとナデで仕上げる。124は回転台土師器窯の底部で、縦く立ち上がる高台をもつ。外面の焼化が著しい125は長柄甕の口縁部で、頭部は「く」の字に崩

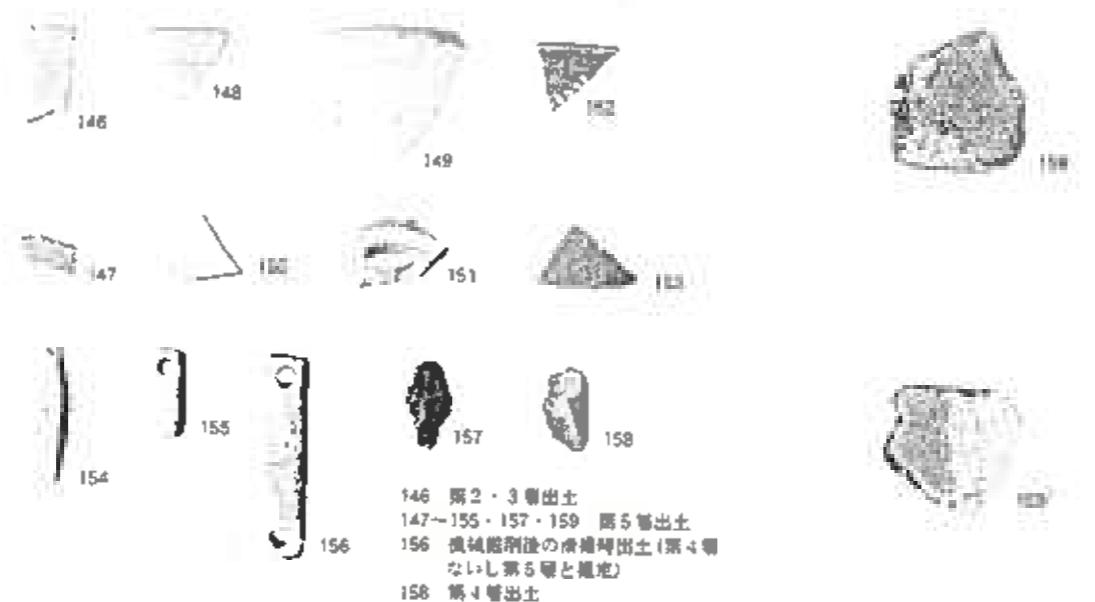


第61図 第90地点包含層出土遺物実測図 1/4

曲している。

須恵器のなかでは、126～130は中世前半期の東播系須恵器で、131のみ奈良時代のものである。126・127は碗、128～130は鉢、131は甕である。126は口縁部に重ね焼き痕がみられる。127は回転糸切り窯のある平底がわずかに突出し、内面に瘤みがみられるので、12世紀前半のものである。128は内輪気味に立ち

上がる口縁部をもつもので、口縁部の拡張はみられない。129・130は直立気味に開く体部をもつもので、体部に直交する側面がわずかに肥厚する。焼同様に12世紀代に収まる。131は、灰白色の良質な胎土を用いており、焼成はきわめて堅緻である。内面は当て具の痕跡をナデ消して、外面の平行タタキは、細い目の原体を用いて多方向にタタキ掃めており、底部に近



第62図 第90地点包含層出土遺物写真

い部位とみられる。

瓦器の132~137は、いずれも焼物である。銀黒色を呈するものは少ないが、施じて灰素の吸着や焼成は良好である。132・133は体部が内寄する深めの椀で、内面・外面のヘラミガキは顯著である。134・135の体部はそれより直線的になって高さも低くなり、外面にはヘラミガキはみられない。136・137の高台は、断面矩形である。これらの瓦器碗も、東播系須恵器同様に12世紀代のものといえる。

138は小片であるが、内面から口縁部外面にかけて釉薬が残っており、灰地開窓柄とわかった。

須恵質焼成の139・140は平瓦で、ともに凹面に呂目が残る。139の凸面には量的に少ない格子タタキが觀察できるが、140は厚減により、調整は不明である。

砂岩製の141は、半分ほどが残存しており、中底と判断した。A面は皿状に盛りほど崩れ減りが顯著で、壇方向の擦過痕がみられる。A面に対する右側面もわずかながら底面として用いられた痕跡がある。一方、B面はA面ほどの崩れ減りはないが、明らかに底面として用いている。なお、円弧を描く面は打撃による整形痕がみられる。

142は杯、143・145は椀、144が蓋体部である。黄灰色を呈し、内面が焼化する142は、内寄気味に立ち上った口縁の端部が外反する。外面調整はヨコナデである。底部から丸みをもって立ち上った口縁部が緩やかに外反する143は、花崗岩風化粒を含む胎土で、淡褐色を呈する。144は、外面はナデで仕上げており、口クロ復が明瞭である。倒卵形の体部に、やや外傾する短い口縁部が付く律令期の蓋の体部片であるので、142~144は8世紀代のものといえる。145は高台をも

つ瓦器椀の底部片であるが、破片は小さく、第7層の土質を考えると、混入の可能性が高いものである。

また、第62図には、第2~5層から出土した磁器や土製品を写真のみ掲載した。146は第2~3層から、158は第4層から、156は機械掘削後の清掃時(第4層ないし第5層と推定)の出土で、そのほかは第5層から出土している。146・148~151は白磁、147は綠釉陶器、152・153は青磁、154~156は土磁、157・158は石器。159は埴表欠である。

146は口縁部が外反する皿で、148~151は、玉縁の口縁部に直立する露胎の高台をもつ碗である。147は、灰色の須恵質焼成の生地に淡緑色の釉薬を塗布する京都産綠釉陶器の口縁部片である。152は口縁部が外反する無文の碗、153は蓮弁文の碗体部である。

154は長さ5.0cm、重さ約6.3gの筋鉢形の細い環状土器、155・156は棒状有孔土器で、155の残存長が3.1cm、重さ約6.6g、156の全長が7.3cm、重さ約17.2gである。157・158はサスカイト製で、長さ3.1cm、幅1.7cm、厚さ0.6cm、重さ3.1gを測る。

157は刃が十分に作り出されてはおらず、有茎式の環状土器である。158は長さ2.9cm、幅1.6cm、厚さ1.6cm、重さ約4.9gの剥片で、側面に原面が残る。159は厚さ5mm以上を測るが、欠損が著しい。5mm以下の長石・石英粒を含む良質の胎土は硬く焼き締められており直みがある。残存する一面は焼されて灰色を呈している。壇を用いる特殊な建物の存在を示唆するものである。

7. まとめ

本調査は、昭和59年(1984)に調査された、奈良時代から平安時代前期の掘立柱建物群が検出された第1地点の東に近接することから、当初より濃密な遺構・遺物を検出することが予測された。震災復興に伴う本調査は、掘削部分が基礎部分のみで、調査深度も限定されていたことから、当該期の建物跡などを検出するまでには至らなかつたが、調査成果は以下に列挙するとおり、特異なものである。

(1) 古代(8~9世紀を中心とする)と中世(12~13世紀)の濃密な包含層を確認した。遺構では、前者の時期の池状遺構の一例(S4)、後者の時期の土坑(S3)やS4上面で確認した柱穴等を検出することができた。遺構の数は多くはないが、調査地を含む広い範囲において、中世前半に大きな集落が存在していたことを如実に語っているといえる。

(2) 池状遺構の一部を検出した。これは、寺田遺跡第1地点の掘立柱建物群と時期は必ずしも一致せず、より古い年代のものであるが、總体として、当該地周辺を含む遺構群の性格を推測する資料となる。官衙的な施設の存在を示唆しており、それがこの付近一帯に展開していたことを想定して大過ない。

(3) 池状遺構の多量の出土遺物の中から、墨書き有する須恵器5点が集中して見出された。これらは郡司四等官制との関わりを即物的に示す文字資料を含んでおり、当該地で検出された遺構が、間接的にせよ、郡衙や郡衙付属建物・施設と一定の関わりをもつことの証左となる。加えて、池状遺構の縁辺部において、同遺構直上の第5b層から土器が出土していることは、祓いなどの公的祭儀を想定させるものであり、さらにこの遺構が、郡衙を含めた官衙的施設に関わるものであるとする推測を補強する。

以上の事実関係のまとめを踏まえた上で、さらに加うるに、この調査地点の成果が発信する歴史情報は、小面積に比して卓抜な資料群に恵まれた上で提示されたということができる。兵庫県広島とはいえ、県内資料における出土文字資料に明確なる郡司類似品としての墨書き食器の検出例は今なお認められず、土器資料として顕現したこと自体が、きわめて稀少価値をもつことが知られよう。

本出土文字資料は、予想だにしない狭隘な調査面積に集中したものである。しかし、もとより同調査地点の遺構遺物などの再現性はすでに失われているため、遺構そのものの機能や性格が第一に重要な検討項目となる。同地点の調査結果は、みてきたように、古代の建物施設が密集する壇とは言ひ難く、むしろ水城を伴う洲浜状の石材を用いた苑池状の施設の一部を発掘した状況にある。最大から人類大までの石材の岩質は、無縫母花崗岩・花崗閃綠岩・花崗斑岩・砂岩・チャー

ト質主岩・泥岩などで、そのうち主体をなすのは、いわゆる六甲花崗岩である。とりたてて鐵砲に散布されたものではないが、傾斜も看取される状態は気にかかるところである。時期は異なるものの、近傍の六条遺跡の枢要部では、堀圓元池岸のような遺構に供膳形埴輪土器を一括発見した土器群が検出されており、当該地の遺物出土状況もこれに似通った状況と捉えるのが妥当であろう。

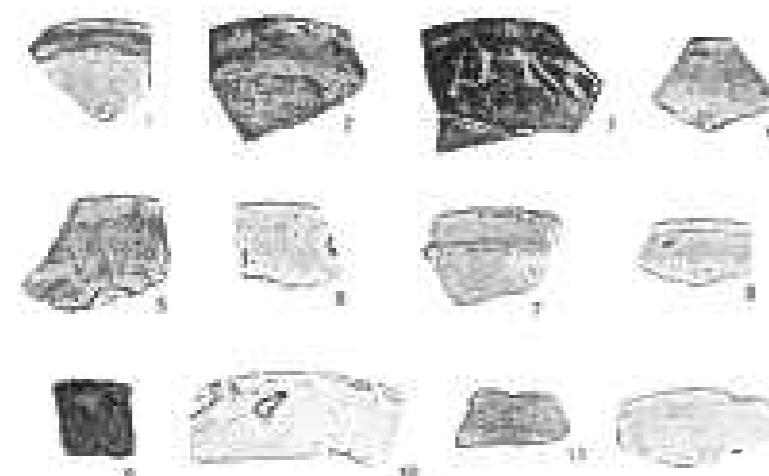
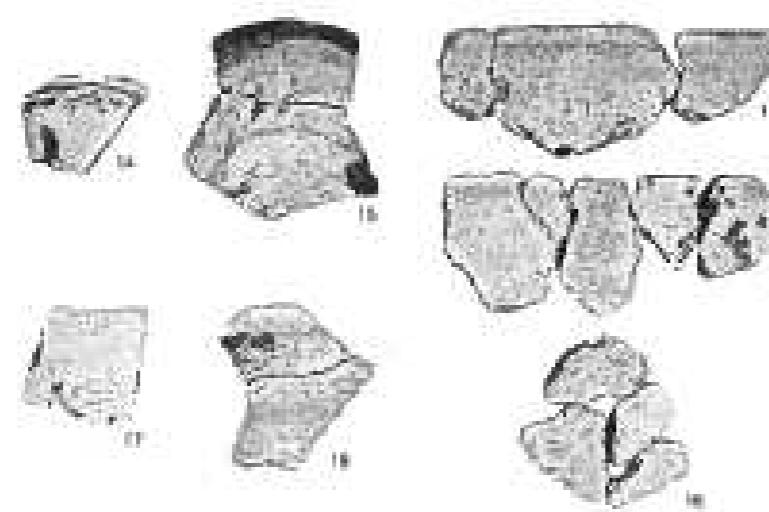
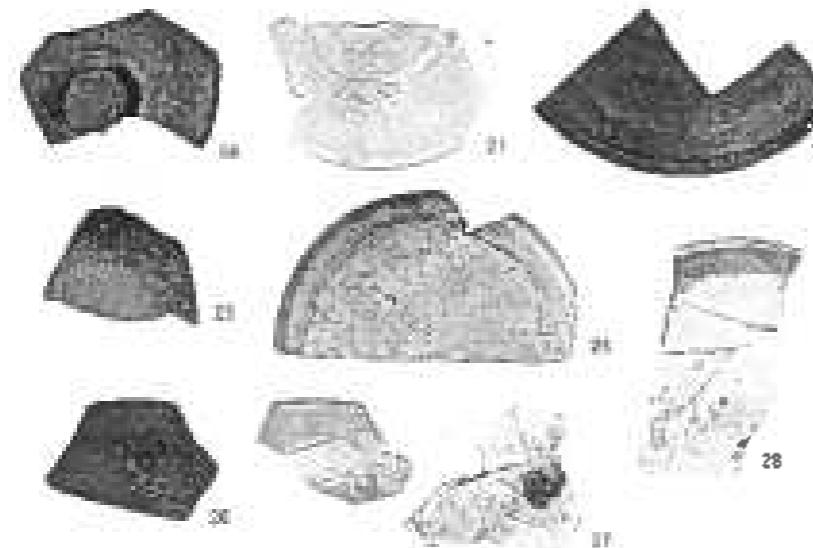
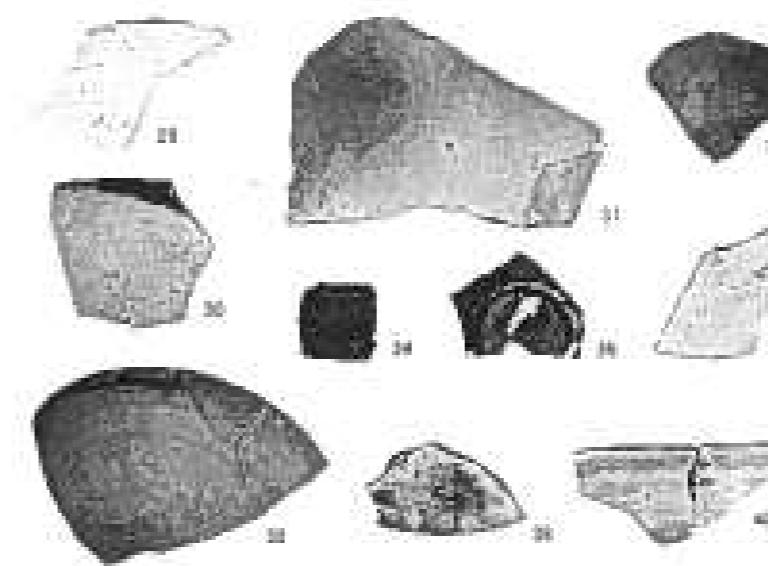
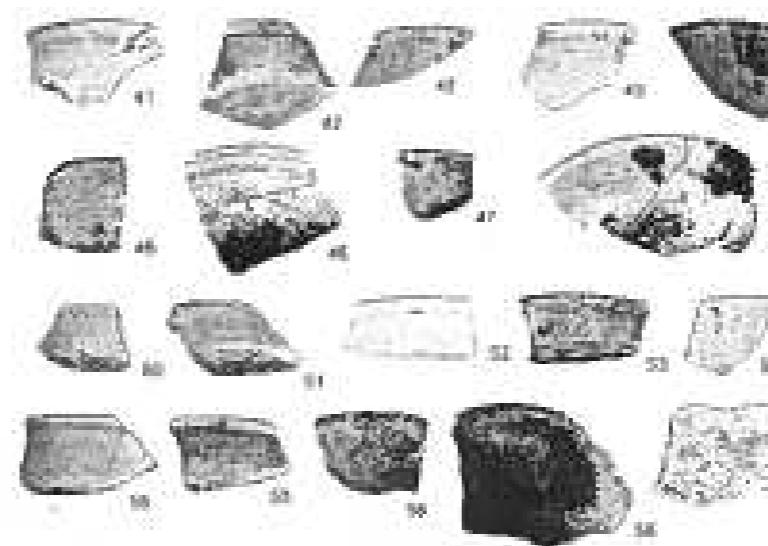
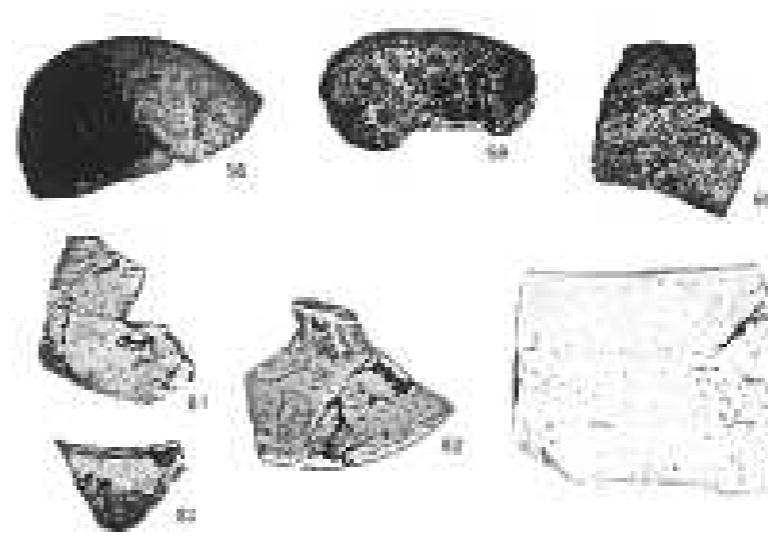
機器土器の方は、郡衙服房の食器備品の一つとして、少なくとも都頭の長官・次官が同時に往来ないし常駐していた状況を彷彿とさせる存在である。だが、特別に執務施設を想定し得るような掘立柱建物のごとき遺構物は見出せていない。状況証拠的に頼るすれば、公的施設内部における開放的空间での豪華・豪華など、儀礼を含めた飲食行為やそれらを含めた断器儀礼といった公儀の要素を強くもつようと思われる。

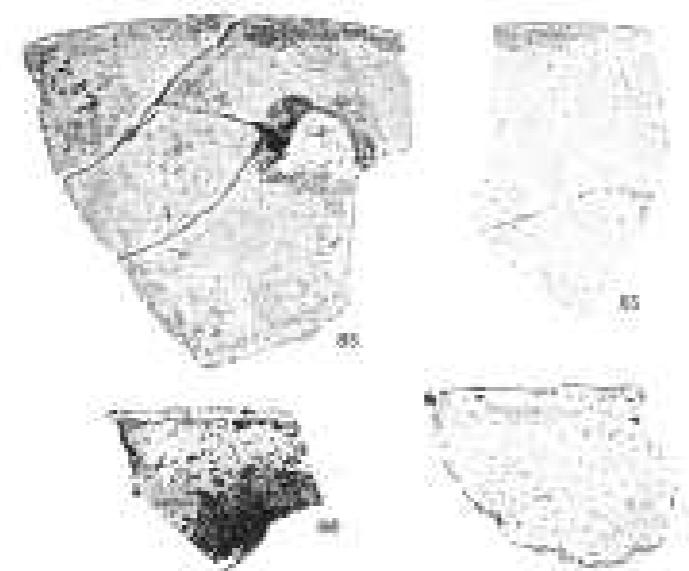
隣接する第1地点には、すでに郷倉群と推測される公的仓库群が広がるエリアがある。したがって、少なくとも郷内官吏としての位置付けや郡衙の支所的な役割を担う出先施設などの性格が積極的に付与可能である。のみならず、古代律令国家の地方官人の特定職務が日常的に接する機会ともなる構造物、さらには國家や苑池、園地のような政治空間とは一定距離を置く付帯施設を考えることは十分許されるところであろう。

翻って、縦字階層との関わりを教える市内における円面鏡の破片は20数点の確認例がある。その8割方は、芦屋川右岸の扇状地の扇央域や末端、沖積低地部からの出土であり、これらに加えて日常業務に再利用した杯盤裏面・杯底面・瓶胸瓶片などの転用鏡を加味すると、圧倒的多数がこの右岸朝官街ブロックからの出土を示している。言わば、この地域の古代文字空間の形成域での出土例となる。

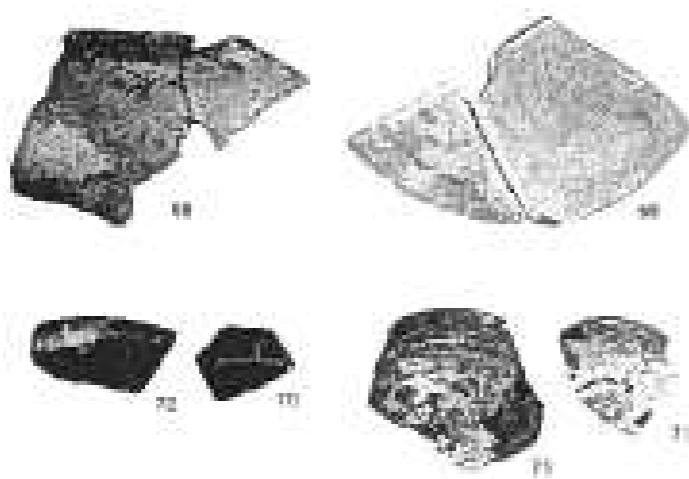
官街については、近年各地で郡衙などの移動が重複場、郷再編、あるいは國の領域擴張などに伴って起こっている様相が確認されている。当該地では、第5面で後論するごとく、根津国内の古代行政機構は、7~10世紀にかけて大幅に変動している。かつて提出した菟原郡衙の移動説は、8世紀を中心とする芦屋川域から9~10世紀に勢威をみせる住吉郷城への移動、考古学的には寺田遺跡中枢部から郡家遺跡大殿地区を要とする地域への具体的な移動を説いたものである。

[森岡2002]、本地点の資料は、まさにその推移と、土器の示す時期とに整合性の保れるものであり、改めて注目される。勿論、郡衙の立地点を如実に示すのは、官衙施設の検出と検討により、郡庁を立証すべきことはいうまでもないことであるが、本地点の成果の大部分で言及されている出土文字資料は、その欠を十二分に補うものと考えられる。このまとめの中では、満足的ながらも郡衙開闢施設が近傍の地に存在したであろうことを内閣ながら強調しておきたい。

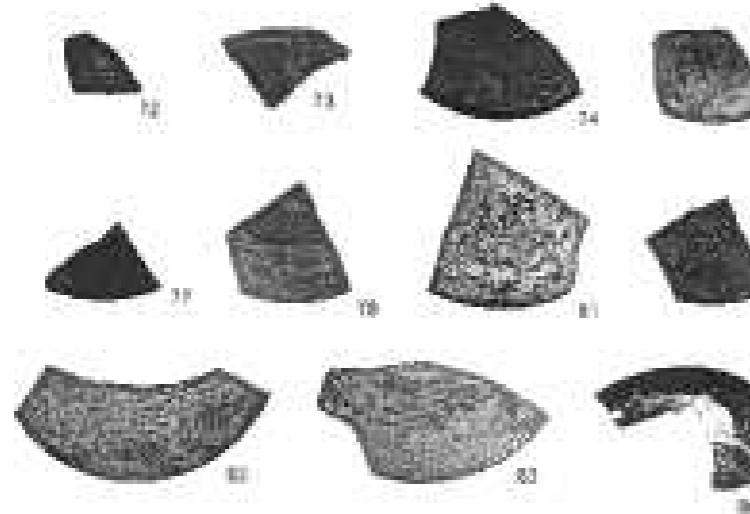
第63図 第90地点 S4
出土遺物写真 (1)第64図 第90地点 S4
出土遺物写真 (2)第65図 第90地点 S4
出土遺物写真 (3)第66図 第90地点 S4
出土遺物写真 (4)第67図 第90地点 S4
出土遺物写真 (5)第68図 第90地点 S4
出土遺物写真 (6)



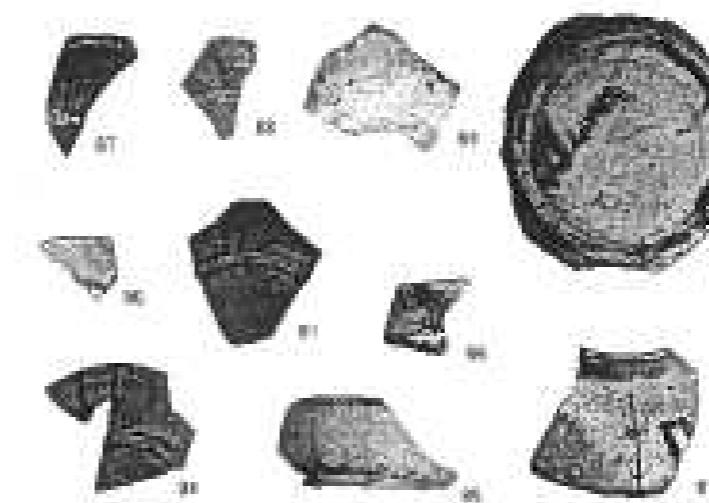
第69図 第90地点 S 4
出土遺物写真 (7)



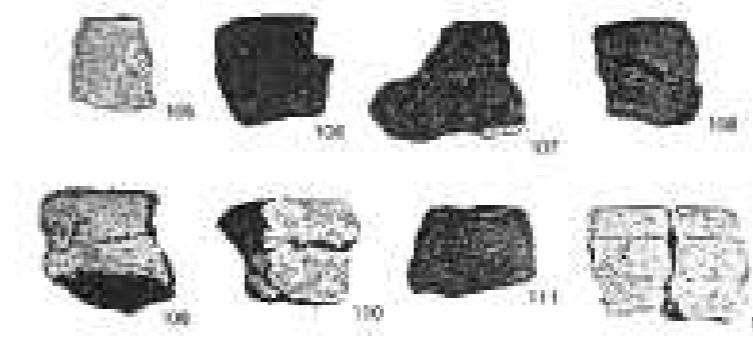
第70図 第90地点 S 4
出土遺物写真 (8)



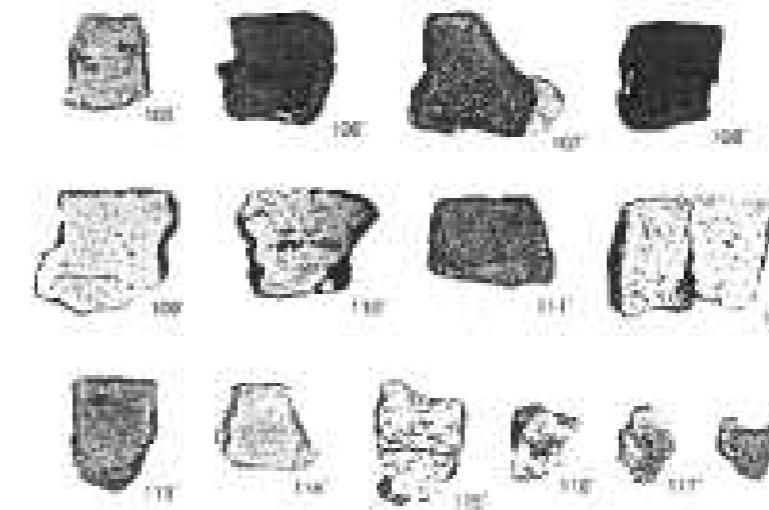
第71図 第90地点 S 4
出土遺物写真 (9)



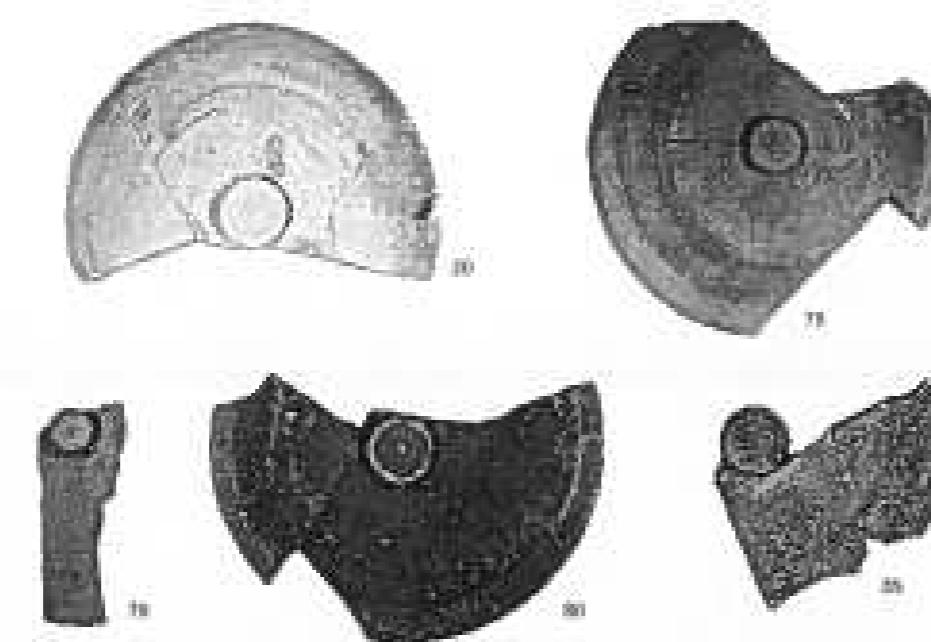
第72図 第90地点 S 4
出土遺物写真 (10)



第73図 第90地点 S 4
出土粘土器写真 (11)



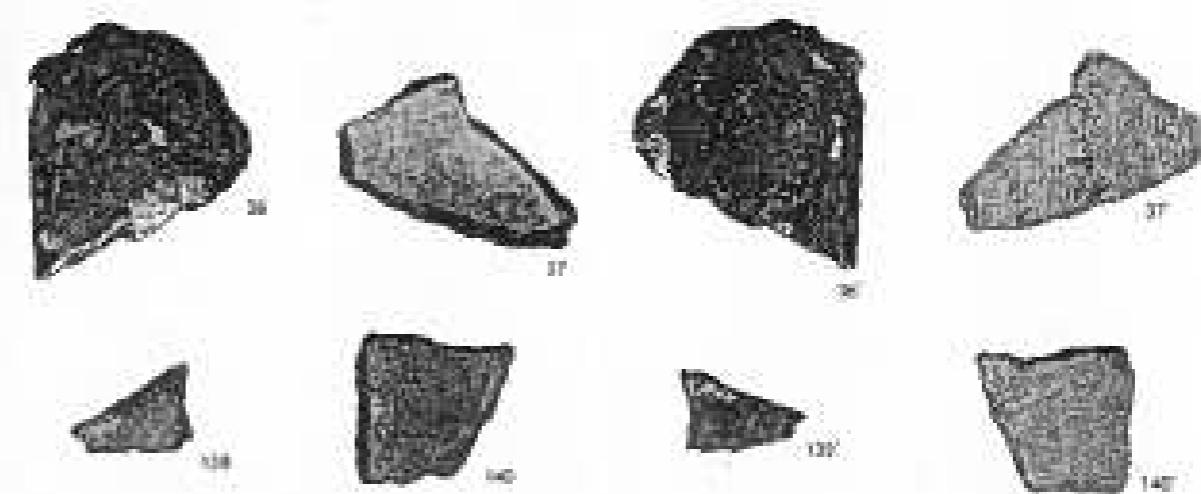
第74図 第90地点 S 4
出土粘土器写真 (12)



第75図 第90地点S-4出土遺物写真 (TII)



第76図 第90地点S-4および第5層出土遺物写真

第77図 第90地点第7層
出土遺物写真

第78図 第90地点出土瓦器写真



第79図 第90地点出土瓦器 (141) 写真

第5節 寺田遺跡第90地点における郡領層墨書き土器をめぐって

1. はじめに

本書において正報告した寺田遺跡第90地点では、四等官制の都領の当該地への往来を想定し得る墨書き土器が出土しており、菟原都衙の所在を推定する上で有力な材料（食器類品や頬付祭器の存在など）を提供している。西側近接地には同遺跡第1地点があり、その性格付けに関してはすでに本地域の古代歴史環境の叙述の中での素描を試みている（森岡2002）。本節では、その時空間からの理解をさらに深めることを考慮して項・目を立て、その歴史的な意義として、遠近から古代地域像への接近を説き起こすことと、震災復興調査の実施によって、掛替えのない土中の歴史遺産が出現した史的意義をより一層周知させたい。

2. 日本古代の郡・都司と出土墨書き資料

緒言 立郡後の古代菟原郡の存在を前提として、これらの墨書き土器が地域の歴史に提示するさまざまな問題を考えるためにあたって、現今の日本古代史の研究の進歩や推移との関わりの中で、改めてその存在が投げかける数多くの問題について、考えておきたい。

当該墨書き土器の重要度の理解 墨書き土器には、一般的に文字そのものと文字と認知できない記号・符号の類がある。なお、文字資料形成の手法としての墨書きは、焼成前のヘラ書、焼成後の町書、鉛ヘラ書などの刻書や色蘭・素材によって識別できる朱書きとは大きく異なるものであって、全国の古代遺跡を中心に、中・近世の遺跡などからも膨大な数の出土がみられる。刻書が生産地に限定される傾向が強いが、墨書きの場合は、どこで記されたものなのか、常に慎重な対応が要請される。本地点出土の墨書き土器は、日常の什器と一緒にする官衙遺跡の地域史料であって、出土文字史料として格付けの高いことを強調しておきたい。よって、多くの墨書き土器と異なって、出土地点・遺跡の性格やそれらを取り巻く在地の歴史的環境に多くの問題を照射する存在といえる。また、墨書き土器は食器管理の面から分析されることも多いが、まとめでも触れたように、豪良の場のような存在形態も十分考えられる遺構の検出状況にあるので、厨戸関係の施設として、御厨・厨家・厨屋・厨などの建物との関係性、地方官衙の給食活動も一般的には想定し得るものである。

もとより市域資料に占める墨書き土器の数は限られたものであり、土器資料に占める割合はきわめて低い。それだけに本資料は、とくに飛鳥・奈良時代のものとして、古代地域史を語る上で大きな発言力を有している。著しく条件の悪い震災復興調査の過程で検出された、同一調査地点での古代郡司層の長官・次官を意味

する「大領」「少領」の墨書き土器のセットは、兵庫県下の資料中を検索しても稀有のものであり、その存在は地点内の同伴関係を維持しているだけでなく、都領層の往来を直接示唆するものである。年代の古さで脚光を浴びた三条九ノ坪遺跡の「壬子年」銘木簡と相並んで、それらとも相補関係を保つ重要資料が出現したといえるだろう。墨書き土器は8世紀段階と9世紀段階でその性格が変質するが、今般検討した資料は前者に属する点で、頗る政治的なものであり、かつ組織や言葉と不可分なことも普通してはならない。

当該資料の属する属性 すでに報告部分で述べているが、改めて寺田遺跡の墨書き土器群が発する諸属性を整理し直すと、次のようにまとめることができる。

- ①須恵器供膳具で、複数の产地から集積されている。
- ②時期は8世紀中頃～後半で、一部、末葉に下るもののが含まれるが、ほぼ同一時期の一括性が認められる。
- ③完形品ではなく、破片で構成されるが、意図的に割って焼棄されたことも考えてよい。残存しやすい部分が破片となって残ったという見方も可能である。
- ④洲浜とも解釈可能な菟池風の造形から出土しており、豪良後の廃棄といった捉え方もできる。つまり、廃する場を既定するための官有品の打ち欠き行為とみるわけである。豪良用の食器として本来の機能などの機能空間を壊したことによる、回収しない儀礼と認識する。
- ⑤墨書きされた土器4点は、平底分頭の杯B身・蓋が中心の供膳形態の器種が基本であり、酒杯のような用途のものを含むのかもしれない。また、盤Bの公算が高いものも一点みられ、大型の供膳形態を含む可能性もある。
- ⑥豪良らし、筆先端の墨書き土器を1点含み、使用的な場から遠く離れた場ではなく、本地点近辺で墨書きが記された可能性も存在する。さらにいえば、円筒窯や転用窯の隣在化するエリアに含まれており、奈良時代の識字層中板が存在していたことも例外におかれることである。
- ⑦墨書き判読を行った4点は、いずれも身底部外面や蓋内面であって、正立・転倒を含め、器の側面例はない。したがって、使用時に墨書きを統計化とは不可能である。こうした状況は全国傾向とも合致する。裏向けに置く食器の保管も考慮の余地はあろう。これまでに、1列単位ごとの最上部土器に目印として墨書きを施す用例が提示されており、非墨書き土器の器種構成との相似からもその点を論じたものがみられる。

問題点は、こうした公官食器が本来の鉢々器と同じ次元で扱えるか否かである。つまり、人名食器そのもののような萬人器・萬人性と異なるのかどうかである。

- ⑧若干の煮沸具の共伴も気になる存在である。食料調達としての遺物や豪良自体の準備行為を包括する豪良性も、一応推定の域に入れておきたい。
- ⑨共伴資料としての有意性は強く、本資料群に無作為な墨書き土器の集中部という説明はし難い。少なくとも、酒や食料理の調達や供給が考え得る、一過性の使用かもしれない

が、当地近辺での一括管理品という捉え方も示しておきたい。最も肝要な点は、古代の郡名「菟原」の墨書き土器を含む可能性が浮上したことである。郡名の墨書き自体は、隣接する西宮市に「武庫郡」を表記した木簡があり、全国的には珍しい存在ではないが、菟原郡開運のものは、神戸市東灘区住吉宮町遺跡（第23次調査）井戸S E06出土の「免」字の墨書き土器を除けば（神戸市教委1999）、今のところ連関する文字資料は全くない。郡名单独か大領・少領が付隨するかななどは想像の域を出ないが、組み合う豪良性も考えてみるとべきだろう。兎住や出荷に伴う表示行為の可能性もある。館や官司への移動分配の際、特定器の明示として必要とされたのかもしれない。土器の管理が人名表示となって個人および官職名を伴って分別される様は、器物を通して有位者の管理・掌權を行ったことを意味しており、律令官人支配の末端事情を想像することができる。

⑩西方駿河部の第1地点では、郷倉ランク以上と推定される範囲の倉庫群が立地しており（古代學協会1985）、本墨書き土器との関連も気になる。

ただし、周辺域に格の高い建物が林立するようではなく、都衙・都府・都院・舎などの近在は説明できない。なお、土馬は、豪良・時期から、墨書き土器群との伴出は容認できぬ資料であり、考證に深く関与させることはできない。

⑪同僚関係については、現状では同定できない。同一人物の連番も現有資料の觀察からは明らかにできない。

筆跡の違いは、考古学的にみても介在しており、複数人の所産になることは明らかである。この点、後述の志太郡衙に属する官司とみられる御子ヶ谷遺跡と秋合遺跡とでは、同一都内での同僚関係が検証されていて、特定器の移動について大きな意味をもっている。郡名+官職名の墨書き土器が目立つ点も留意しておきたい。

国郡里制における郡の支配機構 古代律令期の自然集落、河川、可耕地、山林原野など原風景をなす郡的規模の人間集団の地籍的結束は、中近世を経て近現代社会まで連なる不動性の強い歴史的枠組みを土地にも及ぼし、その反映は今も地域社会の構成体のプロトタイプとして潜在的にかつ根強く機能しているように思われる。通時の侧面からの透視が辿り着く上限の一つが、古代律令制下の国郡里制ともいえるのである。

四等官の職掌や選抜的、身分的位置付け 郡の行政的支配に不可欠な大領・少領・主政・主娘の地方官人から成る四等官制は、一般に郡司と呼ばれ、管内郡区の行政、郡内民の取り締まりを任とする。その任用は郡司の推薦によるもので、原則として任期は終身とみなされることが多い。

大領・少領で構成される都領は、郡内全域を治め、行財政全般と司法の一部を主担し、郡内の取り締まり、公文書の審査、事務の監督を行う主政と、文書作成などの政務を分掌する主娘がこれを補佐する。加えて、正規の役人でない准任郡司や擬任郡司、郡書生・篆主・

駆使・採松丁・調長・齋長など多数の郷丁が存在するが、官人としての郡司は四等官のみしか該当しない。

郡司の大領・少領は任官時に外八位が与えられる有位者であって、無位から任官される主政・主娘のごとき官人隸属とは一線を画する存在である。郡司と対応させると、郡領は判官・主典クラスまたは品官の位置付けといわれる。他方、主政・主娘は史官的な位置が与えられており、四等官内で決定的ともいえる格差が横たわっている。具体的な任用にあたっての区分は、古墳時代に遡る在地的な首長の政治的力籠や地域共同体の階層序列、支配関係とも深く結ぶものといえよう。そうして考えると、次元を異にするように映る古墳時代後期や終末期の黒田関係との連続性を絶ちきれない。

郡司との間わりを持つ墨書き土器の真偽 今般、その稀少性が問われている該点の墨書き土器が、都領層の構成に関わるものか、都領のみの往来を示唆するものかについては、豪良上闘自体の系統に譲せられるところであるが、郡司長一次宣に問わるもののが存在していることは間違いない。類似する組み合わせの出土例は全国的にはまだ存在しているが、けっして多くない。

最も注目される例は、先述した静岡県藤枝市の御子ヶ谷遺跡や益頭郡衙の墨書き資料である。数量は特筆すべきもので、前者にあっては帰属の推定される建物遺構を伴う点も貴重である。御子ヶ谷遺跡は、駿河国志太郡衙跡と推定される官衙遺跡で、墨書き土器として「大領」「少領」に加え、書記に相当する「主娘」も出土しており、類似な構成である（岩本2008・2009）。

御子ヶ谷遺跡では、2時期4小期に及ぶ変遷が認められる奈良・平安時代の複合建物群が存在し、墨書き土器の大半は、8世紀前半を始期とする1期段階のものである。周辺には鉄陣・鴨羽口を持つ都衙附属工房と目される山廻り遺跡や、灰釉陶器や木簡・磁石・土馬などが出土する秋合遺跡なども存在する。これらの遺跡からは共通して、都領の官職名墨書き土器が検出されており、比較すべき遺跡群として留意すべきである。

いま一つ重要な存在が、益頭郡に所在する郡遺跡や水守遺跡である。前者は、古代の掘立柱建物群・井戸などが検出され、布金具・木簡や墨書き土器が出土していることから、都衙・郡司開運の遺跡と推定されている。後者の水守遺跡からも多く墨書き土器が出土しており、石器や土馬もみられる。なお、墨書き土器に占める土器の割合が少ないことは注意されてよい。

大阪府枚方市禁野本町遺跡では、刮目すべき「大領」木簡が出土している。当遺跡は、南北基幹道路と東西基幹道路が交差することが判明している。北東街区には、桁行5間、梁間3間の身舎（東西棟）に両側庇を有する大型掘立柱建物（S B 1）が存在し、周辺に掘立柱建物群や道路・井戸などがみつかっている。遺跡内最大でグレードの高いS B 1と開運する井戸（S E 301）から木簡5点が検出され、その中に「米一石」

などとともに「大領」の基盤が認められる。また、S B1の井戸S E6からは、木簡7点と墨書き土器「少原」「小家」「口家」などが、多種の木簡製作削屑と併せて出土している。そのため、当遺跡の性格が①都衛②都衛関連（都衛付風施設）や③都司私邸として示唆されるものの、別の見方も考証されつつある。

その見質のありようか、街区の形成、都市形成といえ、遺跡群全体の様相には地方官衙を超越した律令国家権限の施設が展開したとの推定に立ち、百済寺の造営などとの同一設計プランに秉る百濟王氏そのものの難波からの本貫地位移動を契機とするなど、地域に根ざした考察が加えられている（宇治田2003・西田2013）。「大領」木簡がその存在を匂わせる交野郡衙の要地への都市形成の基なりなども考えられてよい。

さらに滋賀県栗東市に所在する大将軍遺跡においても、墨書き土器「大領」の出土が知られており、都衛比定地としての評価が与えられている。

生産地である茨城県猪ノ内古窯跡群では、刻青例ながら「新大領」の存在がみられることを付記する。

3. 郡領署墨書き土器の前提となる郡域の古代行政支配

郡として顯れる小地域の姿、郡はそもそも自然地形や構成戸口に著しく個性を伴う多様な存在形態をもつ、耕地の占める割合は各地で異なり、個々に豊かな属性をもつ存在であって、一律にその構造を理解できない複雑さがみられる。郡の行政的意義は、視覚的には、同一企画の条里制施行単位が郡域を単位とすることが多く、散在する口分田の実情からも知られる。また、郡的規範を地域的限界線としてその流動が看取される郷芦構成戸口など、アジア的共同体にみられる首長保有強権力の実修と間違付けられたり、土地所有と共同労働の基本主体として階級支配まで射程に入れた農業共同体論の範疇での理解が行われたりするなど、郡の公領地性と弥生時代以来の農業共同体を構造的にも権力基盤としても峻別する意見もみられる。

郡領層の任用制度に関して、郡領層の理解では、優先権を有する任用制度の問題がある。「才用同じくば、先ず国造を取れ」（養老令規定）の考え方があつて、国造をはじめとする在地首長層からの選出の一般的流れや国司との一體的結合の中で生成する郡領層の権限などの台頭、地方支配のやり易さの論理、領域支配の合理性もある。郡司階層の基本が在地出身の有力者やその子弟に充がれ、勤農・徵税などの民政や裁判権まで保持する権限は、中央派遣型の官僚層とはかなり見質の性格を備えたものであり、土地と結び付いた地盤の農民層との密着度も高いと考えられる。郡司層における郡領とそれ以外の隣接的区分は、地域共同体の統率規模や政治的位置の優位度とも不可分な関係にあり、隣下の郷里の勢威や出身状況とも相関するものであり、

郡政の根幹に関わる基本的な問題である。

かかる墨書き土器の実際の使用者を考えるに際して、重要な視点は郡町の任用段である。番替里数8~11の「中郡」に比定される根津国菟原郡の場合、大領1名、少領1名、主政1名、主帳1名の配属規定となるけれど、この下に、実務機能に携わる多くの下層官人層が存在したと考えられる。ちなみに、大宝令の規定では、大郡・上郡・中郡・下郡・小郡の5段階が設定され、中郡は8~11里の規模規定である。

他方、律令国家権力を代行的に行使し得る国司には、中央官人層としてのプロフィールがあるので、地方豪族をベースとする都町とは、本来明確に分離される性格上、制度上の違いが多い。また、都司の任用に際しては、地位の持続を含め、国司の判断に委ねられる。輪租田としての職分田が付与される一方で、委員の支給は全くなかった。郡領の任用は大宝令任令の規定に基づくが、養老選叙令都司条と同内容との理解に立つと、式部省に出される手帳となる。任用に際しての尺度は、諸第主義・才用主義として今日よく知られるところであるが、蓄財叙位令と対応する六貫以上の蓄財（和銅6年）、中央出仕（兵衛出仕）の介在など、検討を要することは多々残されている。

任用郡領の位階などに関して、任用される郡領については、選叙令都司条で位階が定められており、大領は外從八位上、少領は外從八位下に叙されることになっていた。古代行政機構末端の都司は、国司の管掌下に置かれており、律令的な人民支配が実質的に作動し始めたための直層構造を担う存在として、官位相当職の軽外に置かれた存在であった。なお、地方官人として国司と共に民政、とりわけ勤農と徵税、軍事権や僧尼に関する事項は除外されている。

郡司制度の法制史上の規定についてみると、「凡国郡司」といった表現が採られて、職掌上の同居がみられる場合でも、郡司協力の国司業務以上の仕分けに注意する見解もあえて注意を要する（渡部1989）。特權的位置付けの職掌として、子弟の国学入学、伝馬の調育、兵衛・采女の貢進、実質的な住民の統治などがある。国司権限への越権として、出舉、雜徭の徵免もある。また、豪族の服属的儀礼の延長上にある大嘗祭の任、調庸物の領送の実態的認与なども数多く挙げられる。

前身の評の官人数に関しては、評造1宮から評督・助督への移行を説く井上光貴説（井上1952）や当初段階からの二等官制（評督・助督）としての評造を考える立場も存在する。行政単位としての評から郡への移行で定点となるのは、大宝令施行であることは論を待たない。評制は匡造制から国司制に変化するまで過渡期としての理解に立つが、白雉4年（653）の段階における評造の存在は容認でき、郡大領の前身が評造・評督の呼称替えによる変遷をたどることになる。孝德朝における国造との並列的存在である評から文武朝に

おける国評制の変遷過程と関係付け、その延長上に国郡里制を理解するのが得当なところである。

古代菟原郡形成前の行政機構の捉え方、菟原郡盛期の郡制をこれまで述べてきたが、評制期・郡制初期における菟原郡の前身問題、とくに雄伴郡との間わりをめぐる考説も見直しておく必要があろう。以下では、こういった点にも若干触れておこうと思う。

現行芦屋市の市域全体を確實に包括する「菟原」は、令制下、古代根津国下13郡の一つで、内に8郷を擁する郡名である。芦屋市域を越えた発掘調査の進展により枢要部と目される地域が浮上し、構造的に明らかになってきた点で、一つのモデルケースとなる地域といえる。それが根津国の西部域に位置し、現在の兵庫県南東部の一帯を占める芦屋地域である。菟原郡を包む根津国は、後述するようにきわめて特殊な成立事情がある。その性格を強め潜在力を高めたいくつかの面積が認められ、菟原郡誕生前のエリアもその動きと少なからず連動する。根津そのものの來歴に目を向けても、その特殊性には多くの言及すべき問題があり、その概略は逐条的に提示している（森岡2012a）。

4. 菟原郡の成立事情と研究の近状

7~8世紀史としての地域行政区画と菟原郡の把握
根津国菟原郡周辺の7世紀段階の行政区分には、実際不分明なことが多く、その旨及び避けられてきた気配すらある。東に武庫郡、西に八部郡、北に有馬郡という位置関係は9世紀前半頃の実態であり、中世的な地域間関係を捉える上でもベースとなる。しかし、7~8世紀の実情に関しては、近年次々と新しい考え方方が示されつつあり、当墨書き土器が一連として遺存することの意味付けのためにも翻訳する余地があるだろう。かつてのオーソドックスな理解は8世紀初頭に「雄伴国」が広く存在し、天平3年（731）の『佐吉大社神代記』の記事に登場する「菟原郡 一町三段二百九十九歩 元名雄伴国」はその反映とみるのが自然であるという理解であった。つまり、8世紀前半には、広域行政区域である雄伴国の東半域を分割して菟原郡が新たに成立し、西半域はそのまま雄伴郡に移行したという解釈である（森岡2002・2008）。

立郡に関する変遷論争、信憑性のはどはあれ、文献史料に見える菟原郡の上限年代は、天平2年（730）までは遡ることができる（行基年譜）。それ以前の状況は全く未知であり、都評転換期についても全く想像の世界であったが、神戸市須磨区大田町遺跡出土の須恵器円面鏡に遺存した刻銘「菟田郡」という文字資料の新出郡名により、西半城菟田郡→雄伴郡・菟原郡→八部郡・菟原郡という変遷が想定された（直木2002）。菟田郡→雄伴郡・菟原郡→菟原郡→菟原郡の推移といった併存期を抱くする関係郡の複雑な変遷過程も想定された（森内1993・1995）。さらに、8世紀

初頭の菟田・雄伴・菟原3郡並存説（岩井2010）も、地方史叙述の中で容認されてきた。そこへ、菟原郡の前身は九々雄伴郡であり、遡って7世紀では雄伴評と呼ばれることも許容し得るという見解が、最近登場している（西本2012）。雄伴郡から八部郡への移行が通説となってきた学史からすれば、その疑問に出発点を見出した西本墨弘説はまさに斬新に映る。また、論證の説得力に溢れおり、現状では従わざるを得ない。

西本によれば、史料にみえる雄伴郡は、根津国風土記逸文に遡り、『播磨國風土記』と同様、その攝高命令に近い垂亀3年（717）以前の初期稿本成立が見込まれるため、少なくとも710年代に現在の神戸市兵庫区夢野町付近に雄伴郡が成立していた蓋然性は高い。加えて、西本説では「雄伴国」は雄伴郡の古名と断じられ、前身自体が雄伴郡で、その改名実施は天平2年（730）までということになる。全面雄伴郡→全面菟原郡→八部郡・菟原郡並存への変遷（その場合、菟田郡は別地域比定の公算が高くなる）が示されたわけで、今や定説となっている並存説から、両郡の前後時期墨説、全城交替説が積極的に唱えられたのである。天平19年（747）の『法華寺伽藍縁起?流記資財帳』には、所有水田や山林岳嶋・池などが菟原・雄伴両郡に存在すると記載されており、あたかも東西並列の状況にあるように読み取れるが、これらが一休的な扱いを受けている節が認められること（鷹森2001）に基づき、西本は菟原郡改名以前の雄伴郡における一括領有と考えている点も、甚だ興味深い。さらに、8世紀前半の『律海殘篇』国郡部根津国条にみえる奈良時代の管属が12郡、「延喜式」民部省式、「和名類聚抄」などから平安時代の管属が13郡を数え、八部郡成立による1郡増加の反映を示す時系列史料が提示されていることも手堅い論証点である。『和名類聚抄』（名古屋市博物館本）根津国八部郡条にみえる「生田、宇治、神戸、八部、長田」、天長九年（832）の「創菟原郡、為八部郡」は、正しくは天長元年（824）の誤記であると訂正を加えた上で、広域郡の分割経緯とその年代を示すものとしての有効性を主張している。これにより、菟原郡西半城割譲→八部郡の歴史的推移がはっきりするのである。

いずれにせよ、雄伴郡が大宝令成立段階で現推定菟原郡域全体を覆っていた段階が存在したことを初めて高唱されたわけで、主題となっている7世紀段階は、評制下の雄伴評が広く1評単独で機能していたことも考えられてよいだろう。評術の存在を示すような具体的な考古資料は当地域には全く確認されていないが、近傍では、神戸市北区宅原遺跡において、墨書き「肆」の認められる須恵器杯盤が存在し、有馬郡における評術の施行を消極的ながら傍証する。大坂湾の北岸にあって、水上交通も至便で島内の西端を占める先進的な当該地域において、「菟原評」ではなく、西本説「雄伴評」を証する出土文字史料の発見が待たれる。

評制・郡制移行問題と7世紀社会 この墨書き跡の歴史的な意義を考究する上で、7世紀段階の地域像の掌握が不可欠であるが、さらに、日本列島全体における7世紀社会そのものが具有する地域性の問題、公地・公民化政策や未鎮行政機構整備における著しい時間差や偏在性の存在、こうした不可避な視角も示した上で、この地域に目を向ける必要がある。

7世紀は周知のとおり、地方行政組織の整備の遅早や充徹度そのものが議論されている。評制施行の評価をめぐっては、1970年代後半段階に活発な議論の始期が遡る。孝德朝全面立評説【雄田1977】と段階的施行説【市田1976】の所論を代表とし、多くの異説や中間説が存在する。現今の中では、「里」は683年に採用が始まり、「五十戸」表記が改められた。里の表記の初見史料本筋は、「菟末年」の年紀があり（第544号木簡）、天武天皇12年（683）の所産である【奈良国立文化財研究所1981】。683～685年には五畿七道の設置・整備と深く絡む播磨国境の固定事業が進捗する。津御原令は689年の施行であるが、攝高事業そのものは681年に開始されており、これらの行政的変革をその事業期間に含み込む。同時に、中国唐から里制を受容し、評里制が誕生するといった経緯がみられる。

また、相即的ながら7世紀中頃～後半には、中央政府から集落の住民に対してさまざまな施策が次々と出され、実施された点も見逃せない。646年の品部廃止、649年の評制の施行は最たるものである。評制と呼ぶべき遺跡は、7世紀後半四半期段階の官衙遺構からの検証が進んでおらず、実在には否定的であるが【山中1994】。ここでは評制起源論検討の上限年代としての意図から取てて掲げ、検討の必要性を訴えておく。また、貴道主伴・組織として並列関係を維持した「評一五十戸」制は、同集団単位の管轄者が「造」のカバネを称することで共通しており【岩宮1999】。上下関係にあるはずの郡・里の行政機構上の仕組みが未成熟な段階が想定される。

加えて7世紀後半は、664年の甲子の宣（民部・家臣設定）、670年の庚午年籍、675年の部曲廃止、690年の庚寅年籍など、戸籍の登録や人民支配に関わる制度の進展があり、看過し得ない事象が連なっている。また、近年の飛鳥地域本筋資料には、地方行政の仕組みを想定する上で欠かせないものが蓄積されつつある。例えば、奈良県石神遺跡の近年の発掘調査で、「乙丑年（665）十二月三野國下評（以上、表側）大山五十戸造ム下部知ツ 従人田部足安（以上、裏側）」の年紀木簡が出土している。地名を基礎としたサトが表記されており、国一評一五十戸の行政単位が成層構造を保持している状況が確認できる。また、齊明朝期（655～661）の飛鳥京跡木簡「白髮部五十戸」や法隆寺に伝わる播の干支年（663）の「山部五十戸」などに基づき、部民編成的なものが先行していたと推測されて

いるが、665年段階では大きな変化を遂げている【市田2012】。

以上のごとき文物から読み取れる五十戸制の段階的発展論に関しては、国等による第一次的構成、法的枠組みによる剩余労働の強制的収取を果たした第二次的再編を考えた山尾幸久説が、地方支配機構の推移論を展開しており、7世紀社会の眞相を描いている【山尾1994・1995】。7世紀後半という時期は、地域集団構成の原理が族制的編戸から領域的編戸への再編過程にあり、部民制から公民制への転換期、編戸造跡の進歩期に該当する。地域によっては、可視的な個々の遺跡・遺構が不可視の宗端支配制度の実情を負う存在であることを看過してはならない。『播磨國風土記』中の里名変更について、その時期が判明するものは、庚午年と庚寅年に集中する傾向があることが指摘されており、「里名の変更が、公民制の創出と密接に関係していたこと」が判明している。また、庚午年籍の作成段階に里名が付いたのは、在地豪族勢力隸下の地域という説も示されている【岩宮1999】。達評時の公的諸施設は、その後に定式化していく都衙とは表いを異にする様相で7世紀の集落構成に姿を現している蓋然性を私状することはできない。評機能の主体性の確立過程の解明、その吟味も地域ごとに不可欠な課題である。

なお、7世紀の出土文字史料、就中、木簡の出土数は格段に増加している。7世紀後半の天武朝期（672～686）は勿論のこと、天智朝期（662～671）以前でも、当時の文書行政を考える上に有用なものがいくつも存在する【市2012】。芦屋市三条九ノ坪遺跡の干支年銘木簡も、侵れて地域を超えた重要資料であると共に、芦屋地域の持つ特異性を早い時期から示しているといえる。それゆえ、以下に一項を立てて記述する。

三条九ノ坪遺跡（第15地点）出土の孝德朝期干支年銘木簡とその歴史的意義 芦屋鹿寺と隣接する三条九ノ坪遺跡からは、飛鳥時代に遡る出土文字史料が確認されている。「大領」「少領」などの墨書き土器を約100年遡る存在であるが、かような文字史料が先行して見出される地域的基盤があったということである。この調査地点からは7世紀前半经营の水田跡が検出されており、用水を供給する汎路SD01埋土上層から7世紀後半四半期を下限とする土師器・須恵器と伴出した年紀木簡がある。木簡は、上端部に丸味をもたせて面取り彫形を施す特異な形態で、裏裏共に5文字が判読可能である（表「三壬子年口（手）裏「子卯丑口向」）。共伴土器との関係から、干支年は652年（白猪3年）とみられる（兵庫県教委1997）。当該木簡の招安された年代は、年紀に限りなく近いと考えられ、古様の書風と彫形、土器年代の合致を尊重したい。当該年は難波長柄豊崎宮完成年であり、裏裏西端に位置する葦壁からの出土は、孝德朝難波宮とも関連性が濃厚な史料であることを付記したい。四等官制墨書き土器の前

提として必須の資料群の一つと数えられる。

武庫郡・菟原郡・雄伴郡をめぐる郡界問題 大正7年（1918）に喜田貞吉はすでに当地域の古代行政郡界について論述し、武庫・菟原の郡界についてはその変動を認識し、吉井良秀の先行考証に留意する。西側については、菟原・八部の郡界を旧生田川とし、当時の旧神戸市域は八部郡内に収まることが説かれ、その後菟原郡に包含される東部域の存在により、郡界を超えることが強調されている。既て喜田は武庫郡の郡衙についても比定し、郷名に遺ると考え、菟原郡衙は住吉村字郡家の地に通称があるとの見解を残している【喜田1918・1924】。當時としては、妥当な検討といふべきであり、その後、神戸市教育委員会が進めてきた長期にわたる発掘調査によって、9世紀以降、郡域中枢部とみなしうる多くの出土物が発見されている。かつては菟原郡衙の候補地として絶対的な信頼度で、発掘当初の郡原大蔵遺跡、現在では新家遺跡が重視されており、その存在は有力視してきた。

5. 摂津国誕生、摂津職・摂津国府の動静と7世紀前後の菟原郡中枢域の集落動態をめぐって

津国・摂津職から摂津国への動き 通説では、令制の国は天智朝初期の段階に誕生したとされる。令制国に派生された国守（クニノミコトモチ）の存在がそれを示している。改新詔第二条では点的な四至（東名盤横河・南紀伊兄山・西赤石郡瀬・北近江坂山）を明示して「畿内国（うちつくに）」という括りを設けるが、大宝・養老律令では、大和國・山背國・摂津國・河内國・和泉國の四國・四國一監段階を経て五国により「畿内」が定められており、四至定点重複型の前者からエリア・区分重複型の後者への古代行政区画の推移が認められる。畿内国→四ヶ国分割→五畿内の成立といった図式が示せそうであるが、畿内周辺の諸国も、『日本書紀』天武天皇4年（675）2月癸未9日の記事により、畿内四国とともに立国していることが知られる。

そもそも菟原郡域を招来する摂津は、きわめて特殊な連国事情があった。そのため、文献史料の研究からは、常々重要な位置づけがなされている【芦屋市役所1971、兵庫県史編纂専門委員会1974、落合1989、岩宮2010、柴原2010、佐藤2011、高橋2011b、古市2011b、坂江編2011など】。周知のとおり、「津国」と並んで摂津職なるものがあり、難波宮・難波京に対する特別行政機構が設けられ、「摂津職・津国を管す」（『養老令』職員令）から、津国国政兼務の複雑な実態が知られるよう、「摂津職大夫」就任の大鏡下丹比公麻呂の名前がみえる記述が、摂津職初見史料とされるので『日本書紀』天武天皇6年（677）、1世紀以上にわたって特別機構が設置されていたのである。その後に正式に「津国」から「摂津国」への改名が進捗したと考えられる。

摂津職政府の所在地は遠跡としては不明であるが、難波京内とみられる（『穴記』『令算解』所引）。一方、津国府、それを後継した摂津国府に関しては、以下のような複数の史料が認められ、変遷や移転計画を辿ることができる。順次、史料の伝える変遷を俯瞰しよう。
 ①難波京内（推定地） 摂津職政府内（津国府兼任施設）
 両機関の並存。
 ②長岡京遷都。摂津職実務廃絶。摂津国成立。（延暦3年（784））。国としての単独機能。
 ③摂津職廃止一併津国府に完全転用。難波大宮既に停む。よろしく職の名を改めて国とあすべし。〔太政官符〕『類聚三代格』延暦12年（793）
 ④西成都難波堀江（移動推定地） 摂津國治を江頭に遷す。之を許す。
 〔日本後紀〕延暦24年（805）
 ⑤豊島郡南部（移転推定地） 摂津國治を豊島郡家以南の地に遷す。〔日本紀略〕天長2年（825）
 ⑥河辺郡為東野（移動計画一中止） 隠岐？館（難波堀江沿い）を修復し、転用。〔統日本後紀〕承和11年（844）

以上の①～⑥の7世紀後半から9世紀中葉にかけての推移は、複雑なためかあまり認識されていないし、考古学的にも、発掘所見などが乏しく、摂津国府の所在地比定や移動事情についての関心は低い。しかし、摂津職大夫の丹比公麻呂は、藤四郎宮の大夫・亮・大少進・大少属のトップであり、大国長官の官位より上位である。官人の官位からは、摂津国は延暦23年（804）までは上國、嘉祥元年（848）頃以降は一時大臣になったことが判明している【柴原2010】。上記した①から、津国府と摂津職の行政機構としての密接な関係が長期間続いたらしくこと、②から難波京から長岡京への遷都に伴う津国一摂津国への変化の時期が延暦年間と認識されていたこと、③から独立した摂津国府そのものの成立年代が②から約10年後であること、④から8世紀初頭には國府の移転が行われたこと、⑤からおそらく南摂津地域から神崎川を南の限りとする豊島郡の南部に移転し、西摂津地域東端の一画へとさらに國府が移動したこと、⑥から今の尼崎～伊丹付近への移設計画が進んでいたが中止されたこと、仮に実現していたならば、およそ20年単位の頻繁な國府設置の更新が恒たやすく行われたことが理解されよう。

肝要な点は、摂津国府が難波京や摂津職との関連で常に置かれたものの、難波京廢都後は京城を離れ、基本的に東摂津地域への移転をあえて退けて、専ら西摂津地域への移設計画を意識的に行っている経過が見えることである。ただし、実現は困難であったとみられる。移設計画の主たる理由を考えると、淀川水系中流域の地より、慣習性に富んだ河口部から西国と結び付く大阪湾岸への至近地を選んでいる意図が読み取れる。また、難波津そのものの直接管掌も考えられてよい。河内・和泉や播磨・淡路と比し、國府や國庁の位置・構造に関する発掘知見を大きく欠く摂津国であるが、近い将来、西摂・南摂の候補地域でもその證左が出土遺

構や文字史料の形で検出されることが期待できよう。なお、いくつかの点を付言しておくと、③の段階に浜津駅が国司に改められたこと、④については、移転先の難波堀江のはとりの具体相として、上町台地の北西端、難波宮北西方に該当する8世紀末～9世紀初頭の宮衙的機能を持つ遺構の存在（松尾2006）に着目する江須國府の比定（佐藤2011）に注意したい。延暦24年（805）の暦年と触れ合う点が見逃せない。⑤の天長2年（825）には、難波堀江以南に所在する住吉・百済・菟生・西生の4郡の「江南四郊」を和泉国に移管する記事が存在する。西生郡に存在した浜津國府は、和泉国に編入する方針になつたため、国境変動に伴い豊島郡への移設が余儀なくされた。⑥の国府移転案は、朝廷の命として、天長2年（825）から承和2年（835）に下った。しかも、結局施設の転用という政策低減に至った経緯については、地方政治再編過程の特徴として理解し、グレードの高まつた和泉国の存在を理由とする説（山本2006）や移転促進の動きを河尻一三国川ルートの運輸形態の基盤性、港津監察体制の再整備と結びつける説（大村2006）などを紹介しており（佐藤2011）、実現問題にも賛否両論が認められるようである。佐藤泰弘は前掲論文において、国府移転実現にも認める『日本紀略』の記載に対し、承和年間までの国府移転事業計画を容認しつつも、『続日本後紀』の記事は全面的に中止されたことを示すと理解すべきであることを強く主張しており、「豐島郡以南地」と「河辺郡為奈野」が同一地域になることを説く点も興味を引く。

自然環境的特質と古代生活面の安定化持続 上記してきた浜津国において、菟原郡成立域の中核部が芦屋川右岸扇状地上の高燥な土地や背後の台地を要として形成されてきたことは、多くの考古資料を媒介とした考証（森岡2001・2002・2007・2008・2011-2012a・2012b、竹村2002）により、疑う余地がない。以下では、具体的な遺跡・遺物に求心力の高さを示す証左を求め、該期前後の集落動向との関わりを考えてみたい。

河川災害の面からみた場合、六甲山地山麓部扇状地の形成途上の土石流堆積物に対し、弥生時代後半段階以降の生活面の安定度は飛躍的に高まっている。遺跡の連続性がその営為を示す濃密な遺構と遺物によって理解できるだけでなく、時間を追っての堆積物自体が予想以上に少なく、洪水などによる氾濫堆積を繰り返した形跡は乏しい。複合性の高い遺跡が比較的の安定性に恵まれた自然環境の下で、維持的に営まれているわけである。とくに左岸側に比して、右岸側は高燥性による居住適地化の傾向が顕著である。しかし、近世後期に至ると、芦屋川の自然堤防付近で、砂礫物の厚い堆積が遺構を覆うようになる。天井川の発達が河川制御を大きく狂わせる事態を招き始めたのである。

古墳時代から飛鳥時代への継承度の高さを示唆する遺跡を挙げると、扇状面中位に立地する月若遺跡・寺

田遺跡や、やや高い位置に存在する芦屋堀寺遺跡と西山町遺跡がある。堆積学的な地形分類では、月若・寺田両遺跡は冲積扇状地下位面中部に属し、芦屋堀寺遺跡の大部分は冲積扇状地の上位面を占める（注2002）。また、扇尖面が谷地形を挟んで西に分岐する位置に三条九ノ坪遺跡が選地する。さらに西方、台地地形と接続する部分の高みには三条岡山遺跡や冠遺跡が存在している。いずれも共通して、弥生時代後期後半あたりから居住行為が充実し、古墳時代中期・後期から平安時代にかけての遺構・遺物を包羅する。

6. 浜津国胎動に向けての菟原郡の立郡以前の動静

浜津国誕生の動向と特殊性の二、三 横津は瀬戸内海の東端、大阪湾の北岸にあり、北部九州や東・西部瀬戸内方面からの水上交通、物流や文化の伝播では、たえず近畿の門戸や中継地として重要な位置を占めていた。加えて、そのルートは開拓的ながら韓半島に伸びていたので、外来文物を含む交渉は時期によって複雑化する。それを証する事象としては、I. 紀元前5～6世紀に遡る弥生時代前期の通賈川式土器の早期伝播と水稲農耕の着床、II. 紀元2世紀末～3世紀前半の庄内式期における活発な外来系土器の交流と東西遠隔地域への播遷し、III. 3世紀後半に求められる前期古墳豪族団の通交要衝への選地と沿岸航路の掌握（大阪湾北岸部）、IV. 紀元4世紀末頃から顕在化する渡来人・渡来系文物の往来と定着、そしてその持続、V. 5世紀末頃を起点とする対外交渉の長距離化、地域首長層の政治的変動、VI. 6世紀前半の稚帝政権が主導した淀川水系諸地域の開発、VII. 7世紀中頃の難波京遷都に伴う大阪湾岸の海路の定期的開港と港津の整備、迎賓儀礼の実修、対外施設の建設、VIII. 浜津城の成立に基づく国際的な役割・機能の定型化、制度化などが、大枠組みの面期として提示できる。

國の成り立ちにも深く関与するI～VIIの諸面期は、西摂に属する古代菟原郡域周辺でも看取できる顕著な動態であり、これまでにも考古資料を駆使して分析・叙述し、その通時的な役割と対外交渉の累重性こそが、一見地理的な縦まりを欠くようにみえる浜津の概観。確立そのものを物語っていることを力説してきた（森岡1999・2001・2002・2008など）。

大和王權が大阪湾岸の浜津エリアへの触手と求心力を高める必然は、4世紀末から大型古墳の造営系譜を河内・和泉に大幅に移動させたことからも明らかである。大陸・半島の対外交渉ルートの始点と終点の確立とその実効支配が、瀬戸内海航路と直接結び付くこの地にも面的に及んだことと無縁ではない。敏光浦（美奴丸浦）の歴史はより年代を遡り、上記VIIの段階に浜津國中権勢力から観念された土地として考えており、築造年代の最も古い西求女塚古墳（神戸市灘区）の立地は、

3世紀後半の大和王權の海岸制海域の西の要を担うものとして注目される。この敏光浦や敏光崎は、太宰府經由の海路による入京の門戸であり、「延喜式」卷二十一玄蕃東新羅客船にみえる特殊外交儀礼（坂江1998・2010）は、「日本書紀」推古天皇16年（608）6月の記事まで遡る。その前段の動きとして看過できないIIの現象は、上町台地の北に伸びる砂嘴先端に立地する大阪市柴柳寺遺跡で出土する素環頭鉄刀や対岸の吹田市垂水南遺跡などを包括的にみた吉備・東部瀬戸内・中河内・根津・東池・南関東などの搬入土器の様相から、東西多方面の人々が往来し、交流・交換の中継地の役割を担っている状況が把握できる。おそらく柴柳寺の築造は、港津的な性格を強く帯びたものであろう。この地域では土器の製作に適する系材粘土の確保は全く困難であり、自給を放棄して他家供給に依存していたとみられる。同様の例として、瀬戸内海州上に選地した西宮市西宮神社社頭遺跡も挙げられよう（森岡1999）。浜津東南部や河内羽治沿岸部で確認されるようになつたIの現象は、近年、近畿地方最古級の通賈川式土器が大阪府寝屋川市護良郡条里遺跡、東大阪市若江北遺跡、兵庫県神戸市本山遺跡などで確認されている。これらは、内陸部の大和・山城・近江や畿内南部の和泉より1～2小字式程古く、初期農耕文化波及の受容地としての意義が認められる（森岡2009）。

雄略朝期の面期を受けた凡河内氏勢力の胚胎と菟原 横王權による面的支配が進む中、政權構造の面期は、Vの雄略朝期に生ずる。葛城臣・吉備臣・和邇臣などの有力一族から成る豪族連合が一旦崩れ、職掌を群臣に分かつ体制へと変化し、王位は強化された。畿内圏では、渡来人豪族の手工業生産への組織構成化が進み、鉄耕具や鉄器製作、馬の飼育などが技術を伴って発達した。部民や屯倉の再編、その新興設置などは、葛城臣の滅ぼによる領有地や人材の大王開拓による編成と考えられている（岩宮2010）。また、「日本書紀」敏達天皇十二年是歲条には、「朝廷に仕え奉る臣・連・二造、二造は國造・伴造なり」とみえ、間接的な地域支配における國造の活動がうかがえる。中でも有力國造は「クニ」と称される地域の統治を行い、その全国の数が127と記されている（『先代旧事本紀』の國造本紀）。6世紀を自安にすると、菟原郡には凡河内國造が支配する凡河内のクニの存在が浮かび上がってこよう。「凡」の用字は、「大押」という表記や「大河内氏」と記す例から、あまねく、おしなべてといった含意があるが、「郡レベルか數郡規模を支配していた國造を第二次的に再編し、より広域の統一体を支配するようになつた段階の國造が『凡河内國造』を称した」とされる（高橋2011b）。その生成の背景は、「律令制以前の王權の開拓を連ねた広域支配である。いわゆるミヤケ支配の進展と連動したもの」と捉えてよい。また、高橋明裕によれば、「凡河内」は広域性を帯びた統一体を管轄す

る「凡河内國造」の制度的な存在をうかがわせる「地名・凡河内國造」一般に先行するものと理解されている。

凡河内直氏の出現は、文献史料では5世紀の雄略朝に遡り、「雄略紀九年二月条」に登場する。雄略大王の歎詞に沿わず、段落の憂き目に遡ったとされる凡河内直香騎が主人公であるが、大王の新羅派兵前に来像（胸方）の海神を祀る職務で派遣されており（加藤1980・1991、森岡2002・2008、坂江編2011、高橋2011b、古市2011b）。海路を通じて船も遠距離行動を起こしている点が甚だ特異な存在である。5世紀後半から始まった凡河内直の海送・航海祭祝の役割は、祭祀・外交官僚的でもあり、大阪湾岸統治の地方官としての職掌を超えた活動といえる。6世紀前半に継続し、7世紀中頃にかけて活発な足跡を残している。安閑朝・皇后に向かっての屯倉設置を目的とする農田の確保と獻上を命ぜられた大河内直味張の存在、外交使節団の換遇や先導船を出しての水先案内は、推古朝の大河内直旗手や舒明天皇の大河内矢伏が例証しており、領域拡張氏族の藤々しい軌跡として、さらに国造の地位に立つて実益的な動きが看取される。旧宋この地に力を及ぼしていた倭直勢力と恰も交替するかのような出現経緯で現れ、広い範囲にさまざまな物証を残す一大勢力となっている（加藤1980・1991、森岡2008、高橋2011b）。

凡河内直一族の活動領域は7世紀前史としてかよう広く捉えることが可能であるが、その証左は、西摂平野東部にも及んでいる。尼崎市には、原公ないしは為名真人や為奈部首が造営者とみられる猪名寺魔寺が存在するが、原公は凡河内直の子、稚子姫と宣化天皇の間に生まれた火薬王子を始祖とする血脉が認められる。また、伊丹魔寺は、浜津國河辺郡大領の地位ないしは河内國造にあったとされる凡河内直創建と考えられており、凡河内氏一族と關係深い造営系譜を辿る（岩宮2010）。凡河内直を中核とする地域的ネットワークは広く西摂地域の枢要部を握っていたようで、その活動領域は想像以上に大きいと考えられる。こうした国造支配の原理は、評制の整備によって排除され、原初官僚的三等官制の施行によって地域の掌握を機械的に進めることとなった（米田1979）。

ところで、6世紀前半には、稚帝が即位するに至り、淀川中・下流域の支配権を強化する動きがみられるが、淀川以西、西摂のあ奈の地域にも横王權の直接支配が及ぶ動向が認められ、上述した宣化代の出自や婚姻関係から積極的に想定されている（古市2011a）。それと関連する地域である伊丹台地北域の郡家郷を中核として、河辺郡には凡河内直氏が数多く居住していたよう、河辺郡の郡司は凡河内氏が譜代となつた（加藤1980）。一方、古墳動向に比重を置いて、6世紀前半頃に有力な存在である猪名野古墳群の被葬者は凡河内氏をあげて、猪名川下流域の水上交通掌握を考える高橋照彦の説があり、凡河内直氏はミヤケ管理の担い手

としても考えられている〔高橋2007〕。

凡河内氏の本拠地、基盤地域を問うと、早くに菟原郡周辺に求める見解がある〔吉田1973〕。他方、河内から根津への移住を唱える学説も多様に存在し〔山尾1979・徳川1988・直木2002など〕、混亂した状況である。諸説の巧みな整理〔高橋2007〕も重要な仕事であるので、これらを抄録しつつ、根源的な本拠地について、7世紀前後の考古資料を基に検討を行う。

打出小塙古墳群跡をめぐる凡河内直香跡と菟原郡地域支配の原型 凡河内氏の活動初期になる5世紀末頃に開わる考古資料としては、芦屋市打出小塙古墳が挙げられる。現在は盾形周濠を完備した延長85m前後の前方後円墳になることが判明しており〔芦屋市教委2012〕。その被葬者の候補は、先にも触れた凡河内直香跡である〔森岡2002〕。凡河内氏一族の大坂湾岸での縁活動の黎明を物語る存在であり、この地の古代菟原郡域の中拠地としての出発点が、海に臨むこの古墳の築造模様にあり、その後の令制郡に向けての展開過程〔森岡2002〕にも深く関係していると考える。

石製模造品の生産体制を窺する月若遺跡 古墳時代中期～後期の集落が直ちに飛鳥・奈良時代の集落への接続性を示す事例として、月若遺跡がある。後令期宮衙城へと系統的に連なる空間に存在する古墳時代集落では、石製模造品を生産する基盤をもつことを証する遺跡の一つでもある。居住域の中核は北半域にあり、整穴住居から掘立柱建物への変化を短時間で済ませる。

面的に調査された第18地点では、5～6世紀に比定し得る整穴住居の廃絶以降、7～8世紀代の掘立柱建物群が一気に生まれ、整穴住居から掘立柱建物への移行がスムーズであったことがわかる。前身的存在の古墳時代中・後期集落は周辺にも広がっていて、鍛冶炉を伴う滑石製模造品を生産した集落と考えられる。

芦屋廃寺下層遺跡としての飛鳥時代集落 菊原郡唯一の古代寺院である芦屋廃寺は、その御堂中核部における様相から、5～7世紀の居住域が先行しており、飛鳥時代の集落立地点の中でも最優良の高みが意図的に選択されている。第62地点で確認されたような基礎面の掘立柱建物は、柱穴が不揃いながら大きく、鍛石瓦葺きの建物に先んじて造営された7世紀の後半に遡る寺院遺構とみることができる。なお、690年代までに金堂が建設されたと推定するので、寺域での居住活動はそれ以降途絶えたとみられる。

標高40m付近に立地する第48地点では、基層的に異なる数種の6世紀代の方形整穴住居群が見出されており、6世紀末まで場を踏襲した形で短期のサイクルによる遺物の変換が認められる。芦屋廃寺遺跡の他地点とは分離できる集落であろう。少し古い掘立柱建物は第49地点にもあり（東西棟・2間×4間）、6世紀前半に遡る。このように、7世紀に推進する集落も別の一貫として存在するようである。

以上のように、芦屋廃寺遺跡内に点在する古墳時代末期の集落は、沖積低地との比高10mを測るより高所に存在しており、山麓部の城山・三条古墳群の6～7世紀の遺構活動とも絡むことが十分予測される。

扇状地面を東西方向にみた飛鳥時代集落の概観 災害復興計画事業の一環として実施された山手幹線街路事業に伴う事前調査では、全時代に亘る多くの遺構・遺物が発掘された。寺田遺跡では、古墳時代後期末の方形整穴住居5棟、側柱掘立柱建物4棟、總柱掘立左建物2棟、飛鳥時代の側柱掘立柱建物3棟、總柱掘立柱建物4棟、奈良時代前期の大型側柱掘立柱建物3棟、側柱掘立柱建物2棟、總柱掘立柱建物1棟の計24棟。月若遺跡では、古墳時代後期～末の方形整穴住居6棟、飛鳥時代の掘立柱建物3棟、總柱掘立柱建物1棟、奈良時代の側柱掘立柱建物1棟の計11棟が検出されており、東西方向に展開する集落の概要がおおよそ理解できるようになった〔芦屋市・芦屋市教委2002～2010、芦屋市・芦屋市教委2008に總集〕。

古墳時代集落の動態を示す整穴住居の分布型について、芦屋川右岸地域では、複数型の偏在性（例えば、月若遺跡第18・19地点、寺田遺跡第55・95地点）と、ある程度広く淡く分布する散在型とがみられる（例えば、月若遺跡第71地点など）〔芦屋市教委2004b〕。後者を集落辺部や散居とするには疑問も多いが、前者には家地を限定して整穴路敷する場合があったことも十分想定できよう。前史になる古墳時代中期には、寺田遺跡と月若遺跡に残となる遺構の密な分布域があるが、同後期から飛鳥時代にかけては扇状地上に広く拡散し、居住域自体は西について東面旧渡路を超えて低所にも拡大する。また、南・東にも活動領域を広め、大きな土地割ともなるような南北方向の大溝を構築する。奈良時代に入ると、この範囲内で遺構分布域を縮めた上で縮小させ、寺院・駅家・都衙などの整備に対応した集落構成に変質するようである。

飛鳥時代を中心とする様相としては、6世紀末頃の整穴住居には竪を造り付けたものが一定数みられる。 飞鳥時代に入ると、一気に整穴住居は減衰し、六甲山地の南麓地域では、7世紀に残る整穴建物は異例といえる。その用途が単なる住居ではなく、対をなす掘立柱建物に居住して、鍛冶工房などに使用した可能性も高い（神戸市中央区二宮遺跡例）。

7世紀前後の掘立柱建物の諸特徴 明確に奈良時代に下るものと比較すると、7世紀代を中心とする掘立柱建物には、以下のような特徴が認められる。ただし、特徴自体が集落としてまとまりの中で完結することも多く、地域全体に散在できる事項か否かはさらなる検討が必要である。

①奈良時代の掘立柱建物が主軸を真北に近づける傾向があるのに対し、主軸をより西に振り（20°前後）、地形の傾斜に馴染むものが目立つ。ただし一部の飛鳥

時代の遺物には、真北方向への志向を強めるものが現れてくる（寺田遺跡第127・178地点）。また、この地域の奈良時代の掘立柱建物は、南北棟が主体を成し、横造的には側柱建物が多いという二点の指標がみられる〔神戸市教委2002〕。飛鳥時代は總柱建物の比率が全体の5～6割を占める。②柱掘方は方形・隅丸方形が多い奈良時代に対し、7世紀の建物は不整円形・不整方形が主流で、奈良時代のものより規模が小さい。奈良時代の柱掘形は1辺60～100cm程度の大きさが普遍的となってくる。加えて建物規模自体も奈良時代の掘立柱建物が大きく、30～70mクラスのものが目立つ。平面規模の面で7世紀代のものは小さい。③奈良時代の建物が緊密に隣られた範囲を持つ一方、7世紀の建物はグループをなす部分もみられるが、かなり散在的な傾向を示し、扇状地上での分布範囲はより広い地域に展開する。古墳時代後期後半～末頃の整穴系建物との関連性や連続性を示す場合も多い。奈良時代の建物群には、3棟1単位の大型掘立柱建物群が存在するが、飛鳥時代以前の建物群には明確な単位性が認識できるものは乏しい。

①と関連して、寺田遺跡の内部分析〔森岡2004〕では、掘立柱建物主軸方位を測定した34棟において、北の方角を強く志向することがうかがえる。すなわち北東から南西への勾配をみせる旧地形の特徴を反映していると理解できる。また、奈良・平安時代では真北を基準として東へ大きく振る建物も一群をなしている。

この地域の後元条里地割はN20°Wと考えられており〔吉本1981〕。①では奈良時代より飛鳥時代の建物方位に近似する。考古学的には条里型地割の施工時期は不詳な事項が多いが、奈良時代の建物方位は、斜方位に走行する六甲山地の山麓線や海岸線と合わせ、自然地形を重視した条里地割にそぐわない。数説の路線素がみられる古代山陽道〔森岡2007〕とも直交せず、官道開設や支道との間に矛盾をきたしている。

後背における終末期古墳および終末期群集墳の存在

飛鳥時代の集落にはほぼ対応する時期には、終末期の古墳が城山古墳群並びに三条古墳群に製造される。この古墳群には6世紀代を中心にミニチュア電形土器の副葬慣行が認められる。埋葬施設は横穴式石室であるが、それぞれが個性豊かで、独立する古墳の時間的累積が景観としての群集墳を形成させているものの、群内の古墳には等質性の欠如がみられる。6世紀後半の盟主墳である山芦屋古墳は、巨石を多用する大型横穴式石室で、副葬品には百濟系平底透頭壺や金網袋馬具、水晶製三輪玉など多彩なものがみられる〔森岡1984〕。7世紀には旭塚古墳や城山3号墳など貼石を用いた外縁多角形墳が建造された。巨石を用いた旭塚古墳には、床面や前庭部に滑石巻山石を使用しており、7世紀中墳豪道とみられるが、墳頂のテラス面に土器類・須恵器などの土器類を意図的にセットで供獻するなど、終

末期古墳としては稀少な属性が多くみられた〔芦屋市教委2009d〕。被葬者は7世紀代に限れば、詳造や郡司輩出氏族と密接なる系譜関係が予測される。

7世紀の特殊祭場がみつかった三条岡山遺跡第4地点 三条岡山遺跡第4地点からは、眼下一帯に大阪湾が一望でき、古代の宮衙・集落域の活動エリアを象徴するような場所といえる。段六甲の前山南斜面において確認された7世紀中墳の祭祀遺構は、舟形土坑に径15cmの柱穴を東西に配し、多くの供獻遺物が一括出土した。西日本では最も新しい型式の子持勾玉をはじめ、鉄刀（大刀・短刀）・鉄鋸・鉄鎌・銀装柄頭・鉄芯銀張足金物や円形青銅製品・鉢形土製品、須恵器大甕・高杯・平瓶などの土器類が割ったり曲げたりした状態で確認されており、海上祭祀を彷彿とさせる特殊な祭場と捉えられる〔村川（行）・村川（義）1986、村川（義）2012〕。航行する船舶の安全祈願や海への信仰と直接関係する祭祀、あるいは山と祭足地との境界を意識した祭祀などが執り行われたと推測されている。

法隆寺様式軒瓦・高句麗様式軒丸瓦の分布とその性格 菊原郡唯一の白鳳期寺院である芦屋廃寺は、現在「郡寺」という認識がほぼ定着しつつある。段丘崖に近い立地から、西および南への眺望を強く意識した状況が読み取れる。また、創建期を表徵する法隆寺様式の軒瓦や飛鳥時代の高句麗様式の軒丸瓦の確認など、一定の発掘成績が屬されている〔森岡・竹村2000〕。さらに、これらの軒瓦が想定寺域をはるかに超えて出土するようになり、集落と、芦屋廃寺建立者との強固なネットワークがこの地域の要所にあったと想定できる。また、大阪灣岸地域（横河原泉権要部）において、法隆寺様式の軒瓦出土地は20遺跡近く存在するが、河内・和泉に対し、祇園は10遺跡以上を数える遺跡で、菟原郡内と百濟郡内に集中する傾向が読み取れる。ただし、純然たる法隆寺式瓦〔林2009〕をもつ百濟郡に対して、法隆寺系統とはいえ、亞流の長林寺式系統の芦屋廃寺周辺との隙立つ差違が生じている。現状では、飛鳥時代集落の中に芦屋廃寺に先行する寺院間遺構が散在的に存在する公算も高い。

7. まとめにかえて

芦屋市は、西部根津の古代菟原郡に市域が収まり、「倭名類聚抄」（高山寺本）にみえる「葦屋郷」と「賀美郷」に現れ対応する。とくに葦屋郷は、その郷心が芦屋市西部に存在しており、西に接する神戸市東灘区の東部域に広がっていた蓋然性は大きく、今日の行政区分を超える存在と思われる。1995年の阪神・淡路大震災により未嘗有の被害を受け、その後復興のための事前発掘調査は、地域の古代史の構築に欠かせない歴史情報を数多くもたらした。その典型例が、本書で報告した寺田遺跡第90地点で見出された後令郡政官人署の使用したらしい墨書き土器の一括出土である。

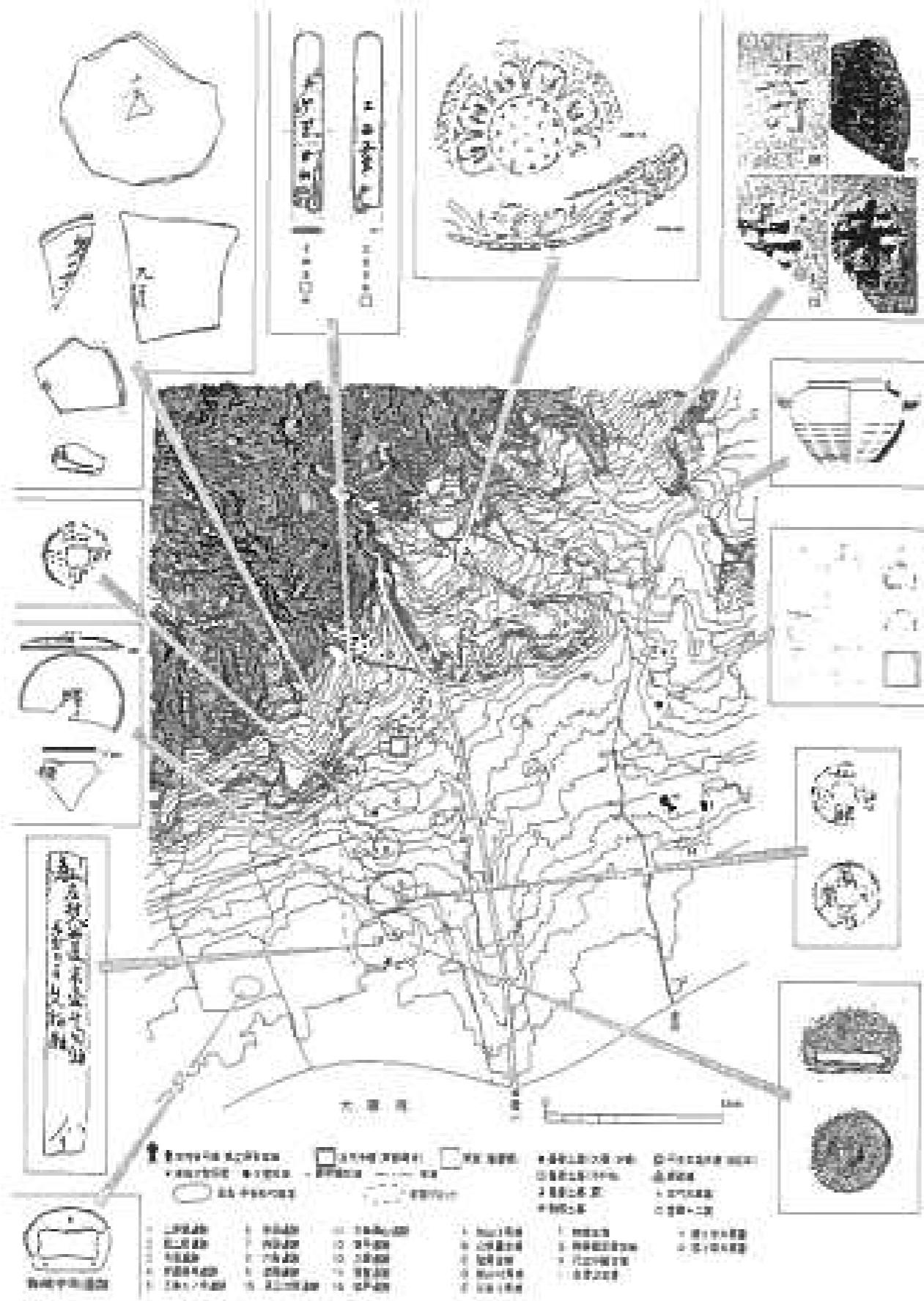


図30図 熊野磨崖土器出土地周辺の古代埋葬地

第4章 打出小植遺跡の調査成果

第1節 地理的・歴史的環境

打出小植遺跡は、大阪湾北岸に面する市原の南東部、伊藤市打出小植町に位置する巨石器時代から近世に至る複合遺跡で、その範囲は東西約220m、南北約230mである（図1図）。地形的には、東六甲山麓から浜詰した黒ヶ丘台地の最高地点、標高10m付近の緩傾斜地に立地している。本遺跡は、昭和61年（1986年）に農地整備工事に先立つ発掘調査において、埴輪片や屋形瓦らしの円筒と柱状の埴輪土の存在を確認したことと解釈として実施した発掘調査（第1発掘）によって、古墳の縄を復元したところから、南朝の埴輪文化財として登録・開拓されるに至ったものである。この調査では、石室を伴う縄文式石室が発見され、長さ20m以上にわたって北東—南西方向に一直線に伸びていて、境内から大量的円筒埴輪・筒形埴輪とともに、人物・動物・車・船など多様な形象埴輪や圓底盤が出土したことから、古墳時代中期後半（5世紀後半～6世紀初頭）にこの古墳が築造されたことが判明し、町名との関係もあって「打出小植古墳」と命名された。また、墳の最上部には市街の遺物が含まれていることから、この墳には墳の機能が完了するまともに、墳丘も削平されてしまったものと推測された（伊藤市教委1993a・1993b）。

これ以降、平成28年（2016年）3月1日現在まで、14次におよぶ調査が実施され、多くの変遷が明らかになっている。平成元年（1989年）の第3回成の調査において、墳が北西方向に縮小していることが明らかになったことから、一辺約36mの方墳と推定されたが、平成11年（1999年）の第21回成の調査において、第1・3発掘で確認した墳の経年変化（前方後円墳）がみつかり、墳形の変遷を有する前方後円墳である可能性が確定した。さらに、平成17年（2005年）第41回成の調査では、この調査以来では推定誤の誤がひいていないことが

確認され、ついに平成22年（2010年）の第43回成の調査によって、後円部の縄が初めて確認されるに至り、開拓から24年の歳月を経て、墳丘長約60mの前方後円墳であることが確定した（伊藤市教委1993a・1993b・1994c・2001b・2005・2007b・2009a・2009b・2012）。ただし、大筋で報告する第22地点の調査段階では、打出小植古墳の範囲・規模は確定されていなかったので、当該地の調査は、打出小植古墳に隣接する遺跡の範囲も視野に入れて実施されたものである。

なお、打出小植古墳から東約100mには、標高約55mで二重構造を有する網戸貝塚古墳の金剛山古墳が存在している。金剛山古墳は、周囲から出土した埴輪や須恵器の様相から、吉澤山古墳（打出小植古墳へ約2km）系譜が通る（伊藤市教委2005a）。また、打出小植古墳から南西約250mの君宮遺跡でも、主墳紀代の大邱古墳の齊腰を想定するに足る座状の唐衣や埴輪（円筒埴輪・四象埴輪）を検出しており、打出小植古墳周辺には、古墳時代中期の古墳群が広域に複数していた可能性が窺えている（伊藤市教委2012a）。

古墳時代以外の発掘情報としては、第4回成で、墳山頂上面から旧石器時代の圓筒型チフ形石器が出土している。また、第7・26・37地点では、サテカイト鉱片が出土している。株生土器の出土は、次第で確認する第22地点以外では多くないが、第41地点では、墳丘時代後期～古墳時代初期頃の粘土質繊維土と呼ばれる赤状鉱物が確認されている。埴輪類の主體は、第22地点においても一笠置出土している。秦晉時代鉄劍は、第1・31・36・37・41・45地点などで土器類が確認されており、埴輪間に一段高くなっている埴輪の之間部分に、埴輪や寺院の存在を想定する見方もある。平安時代後期になると、墳ヶ丘丘陵上にも実地や耕作地が開拓し始めよう。中世以後、打出小植遺跡一帯では、耕作地化していったようである。



図1図 調査地古墳図 1/5000